

令和8年（ネ）第86号 違法行為差止請求控訴事件

控訴人 和田 廣 治 外

被控訴人 金 井 豊 外

補助参加人 北陸電力株式会社

5

## 控訴理由書

2026年6月30日

名古屋高等裁判所金沢支部民事部 御中

10

控訴人ら訴訟代理人弁護士 岩 淵 正 明

外



控訴人は、以下のとおり控訴理由を述べる。

15

本控訴理由書を3つの章に分け、第1章では、控訴理由の重要論点につき原判決の誤りと控訴人の主張を論じ、第2章では、原判決の構成に沿って控訴人の主張を論じる。第3章では、前2章を踏まえ、被控訴人らに善管注意義務違反があり、それにより北陸電力に回復することができない損害が発生するおそれがあるため、志賀原発の再稼働及び再稼働に向けた行為が差し止められなければならないことを、

20

総括的に論じる。

## 目次

第1章.....	8
第1 はじめに.....	8
第2 被控訴人らが負う善管注意義務とその違反の判断方法（総合考慮論） ....	9
1 原判決の主張整理.....	9

25

	2 原判決の主張整理の誤り.....	9
	(1) 控訴人の主張.....	9
	(2) 原判決の主張整理の誤り.....	10
	(3) 小括.....	11
5	第3 過去の善管注意義務違反を明らかにすることが現在の同義務違反及びその「おそれ」の存否の判断にとって重要であること .....	11
	1 原判決の判断.....	12
	2 原判決の判断の誤り.....	12
	(1) 過去の善管注意義務違反は現在の注意義務違反の間接事実となる .....	12
10	(2) 過去に善管注意義務に違反した被控訴人金井が現在も取締役であること	14
	(3) 過去の複数の善管注意義務違反は将来の善管注意義務違反及びその「おそれ」を推認すること.....	14
	3 残る2つの時期の取締役会議事録の開示を求める .....	16
	第4 重大事故の発生に関連する善管注意義務の内容・程度及び義務違反 .....	17
15	1 原判決の判断.....	17
	(1) 電力会社代表取締役に課される善管注意義務にかかる原判決の判断基準	17
	(2) 原判決の判断の誤り.....	18
	2 専門家の検討結果に依拠して再稼働すれば善管注意義務に違反しないとする判断基準②の誤り.....	19
20	(1) 原判決の判断基準②.....	19
	(2) 原判決の判断基準②の誤り.....	20
	(3) 参考とすべき最高裁判例等（銀行の取締役の善管注意義務の程度） ...	20
	(4) 被控訴人金井豊の専門性の看過と審理不尽 .....	21
25	3 浜岡原発データ捏造・隠ぺい事件を経験した取締役の善管注意義務の内容・程度.....	21
	(1) 中部電力浜岡原子力発電所データ捏造・隠ぺい事件の概要 .....	21

	(2) 社内外の専門家の検討結果に依拠するだけでは注意義務を尽くしたことに はならないこと.....	22
	(3) 北陸電力では臨界事故隠し後の再発防止対策を放棄しておりデータ捏造・ 隠ぺいの危険性が高まっていること .....	25
5	(4) 浜岡原発データ捏造と同様の原因が北陸電力志賀原発にもあること ...	27
	(5) まとめ.....	29
	4 浜岡原発データ捏造・隠ぺい事件を踏まえると原子力規制委員会の審査を受 けるだけでは善管注意義務を尽くしたことになること .....	29
	(1) 原判決の判示（再掲） .....	29
10	(2) 原子力規制委員会はデータ捏造・隠ぺいを見抜く能力も意思もないこと	30
	(3) 原子力規制委員会の意見・判断を踏まえても注意義務を尽くしたことに ならないこと.....	31
	5 結語 一被控訴人らが負うべき善管注意義務の内容・程度と義務違反一 .	33
	(1) 被控訴人らが負うべき善管注意義務の内容・程度 .....	33
15	(2) 被控訴人らの善管注意義務違反.....	33
	第5 志賀原発の耐震安全性にかかる善管注意義務違反 .....	34
	1 被控訴人らの志賀原発の耐震安全性の問題につき生じる注意義務に関する原 判決の判断.....	34
	(1) 原判決の判断（1） 一敷地内活断層一 .....	34
20	(2) 原判決の判断（2） 一基準地震動一.....	35
	(3) 原判決の判断の誤り.....	35
	2 被控訴人らに「志賀原発の敷地内断層が活動性のない断層であることを確認 すべき義務」違反が認められること .....	35
	(1) 被控訴人らに当該義務が認められること .....	35
25	(2) 被控訴人らに当該義務違反が認められること .....	36
	3 被控訴人らに「志賀原発の耐震重要施設については基準地震動による地震力	

	に対してその安全機能が損なわれるおそれがないことを確認すべき義務」違反が認められること.....	41
	(1) 被控訴人らに当該義務が認められること .....	41
	(2) 被控訴人らに当該義務違反が認められること .....	42
5	4 結語.....	44
	第6 志賀原発周辺地域の避難計画の実効性欠如と善管注意義務違反 .....	44
	1 実効性ある避難計画があることを確認すべき注意義務があること .....	45
	(1) 原判決の判断.....	45
	(2) 実効性ある避難計画があることを確認すべき注意義務 .....	45
10	2 実効性ある避難計画があることを確認すべき注意義務に違反していること 46	
	(1) 原判決の判断とその論旨.....	46
	(2) 原判決の誤り（1） 一将来も避難計画の実効性は欠いたままでであると想定されること一.....	47
	(3) 原判決の誤り（2） 一実効性ある避難計画が策定されるとの期待が不合理であり、善管注意義務違反を免れないこと一 .....	49
15	(4) 再稼働時に実効性ある避難計画が策定されている見込みがあるかどうかを現時点で調査・検討する注意義務に違反すること .....	51
	第7 再稼働に要する費用に関連する被控訴人らの善管注意義務違反 .....	53
	1 善管注意義務に違反する場合の判断基準 .....	53
20	2 被控訴人らの善管注意義務違反について .....	54
	(1) 善管注意義務クについて.....	54
	(2) 善管注意義務ケについて.....	55
	(3) 小活.....	58
	第8 再稼働に要する費用につき「回復することができない損害が生ずるおそれ」があること.....	58
25	1 回復することができない損害の意義にかかる原判決の判断 .....	58

	2	再稼働に要する費用にかかる原判決の認定 .....	58
	3	原判決の誤り.....	59
		(1) 短期間の収支ではない.....	59
		(2) 「ビジネスモデル」で想定されていない莫大な費用がかかっている ...	59
5		(3) 回復することができない損害が生ずる「おそれ」がある .....	60
	4	付言（重大事故と避難不可能による「回復することができない損害」） ..	60
	第2章.....		61
	第1	本章の構成.....	61
	第2	同2「争点1（本件対象行為が取締役としての善管注意義務、忠実義務又は法	
10		令順守義務に違反するか）について」（p 38～62） .....	61
	1	同(1)「判断基準」（p 38～39） .....	61
		(1) 同ア「原告らの主張の整理」（p 38～39） .....	61
		(2) 同イ「重大事故の発生に関連する義務について」（p 39～40） ....	61
		(3) 同ウ「再稼働に要する費用に関連する義務について」（p 40～41）	61
15	2	同(2)「原告らの主張する善管注意義務アについて」（p 41～43） ....	61
		(1) 新規制基準に適合するだけでは義務を尽くしたことにはならない .....	61
		(2) 2011年の善管注意義務違反は治癒されていない .....	61
	3	同(3)「原告らの主張する善管注意義務イについて」（p 43） .....	62
	4	同(4)「原告らの主張する善管注意義務ウについて」（p 43～44） ....	63
20	5	同(5)「原告らの主張する善管注意義務エについて」（p 44） .....	64
	6	同(6)「原告らの主張する善管注意義務オについて」（p 44～46） ....	65
	7	同(7)「原告らの主張する善管注意義務カについて」（p 46～47） ....	65
	8	同(8)「原告らの主張する善管注意義務キについて」（p 47～48） ....	66
	9	同(9)「原告らの主張する善管注意義務クについて」（p 48～49） ....	66
25	10	同(10)「原告らの主張する善管注意義務ケについて」（p 49～51） ..	67
	11	同(11)「原告らの主張する善管注意義務コについて」（p 51～52） ..	67

	1 2	同(12)「原告らの主張する善管注意義務サについて」(p 5 2)	67
	1 3	同(13)「原告らの主張する善管注意義務シについて」(p 5 2～5 3)	68
	1 4	同(14)「原告らの主張する善管注意義務スについて」(p 5 3～5 7)	69
		(1) 原発に求められる安全性について	69
5		(2) 新規制基準の策定経過について	69
		(3) 立地審査指針の適用を排除していることについて	70
		(4) 設計基準において多様性を要求していないことについて	71
		(5) 外部電源の重要度分類について	72
		(6) 使用済み核燃料プールの冷却設備の重要度分類について	73
10		(7) 特定重大事故等対処施設の位置付けについて	73
	1 5	同(15)「原告らのその他の主張について」(p 5 7～6 1)	74
		(1) 同ア「避難計画の不備について」(p 5 7～5 9)	74
		(2) 同イ「基準地震動について」(p 5 9～6 0)	74
		(3) 同ウ「主張立証責任について」(p 6 0～6 1)	75
15		(4) 同エ「被告金井の専門的知見について」(p 6 1)	75
		(5) 同オ「その他」(p 6 1)	75
	1 6	同(16)「小括」(p 6 1～6 2)	75
	第 3	同 3「争点 2 (本件対象行為を行うことにより、補助参加人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるか) について」(p 6 2～6 3)	76
20	第 3 章		77
	第 1	個別の善管注意義務違反について	77
	第 2	総合考慮による善管注意義務違反について	77
	1	被控訴人らが考慮すべき諸事情	77
	2	総合考慮による善管注意義務に違反すること	77
25	第 3	結語	79



## 第1章

### 第1 はじめに

本章では、控訴理由の重要論点について、原判決の誤りと控訴人の主張を論じる。

5 重要論点の第1は、被控訴人が負う善管注意義務について、個別具体的な善管注意義務の違反だけではなく、志賀原発の事故のリスクと稼働のコストを総合考慮して再稼働の是非（善管注意義務違反）を検討しなければならないことである（後記第2）。

10 重要論点の第2は、過去の善管注意義務違反を明らかにすることが現在の同義務違反の存否の判断にとって重要であり不可欠であることである。原判決が過去の善管注意義務違反を審理の対象外であると切り捨てたことの誤りを指摘し、未開示の取締役会議事録の開示が必要であることを明らかにする（後記第3）。

15 重要論点の第3は、重大事故の発生に関連する善管注意義務の内容・程度である。この問題を、浜岡原発におけるデータ捏造・隠ぺい事件等を踏まえて論じる（後記第4）。

重要論点の第4は、志賀原発の耐震安全性にかかる善管注意義務違反である。敷地内活断層及び基準地震動に係る原判決の誤りを論じる（後記第5）。

20 重要論点の第5は、志賀原発周辺地域の避難計画に実効性がないことである。原判決が同論点にかかる善管注意義務及び同義務違反の理解を誤っていることを論じ、被控訴人らに善管注意義務違反があることを述べる（後記第6）。

重要論点の第6は、再稼働に要する費用に関連する被控訴人らの善管注意義務違反である。再稼働に要する費用につき被控訴人が負うべき善管注意義務の内容と、その違反を論じる（後記第7）。

25 重要論点の第7は、再稼働に要する費用につき「回復することができない損害が生ずるおそれ」があることである。再稼働の準備及び再稼働それ自体によって北陸電力に回復することができない損害が発生するおそれがあることを論証する

(後記第8)。

## 第2 被控訴人らが負う善管注意義務とその違反の判断方法 (総合考慮論)

—事故のリスクと稼働のコストを総合考慮して再稼働の是非を検討しなければならないこと—

### 1 原判決の主張整理

原判決は、争点1 (本件対象行為が取締役としての善管注意義務、忠実義務又は法令遵守義務に違反するか) についての控訴人らの主張を、原判決別紙3アないしス記載の義務と整理する (p 38～39)。そして、それらの義務を個別に取り上げて、義務の有無・義務違反の有無を検討している。

しかし、原判決の争点整理には誤りがある。

控訴人らは、上記アないしスの個別の義務及びその義務違反を主張しているが (原告ら第9準備書面等)、後述するとおりそれとは別に、志賀原発の事故のリスクと稼働のコストを総合考慮して再稼働の是非を検討すべき善管注意義務があるとも主張している (原告ら第8準備書面)。ところが原判決は控訴人らのその主張を正しく理解せず争点を見落としたためこれを検討しておらず、審理が尽くされていない。この点を以下に敷衍する。

### 2 原判決の主張整理の誤り

#### (1) 控訴人の主張

控訴人らは、原告ら第9準備書面等で明らかにした個別の善管注意義務とは別に、原告ら第8準備書面記載のとおり、

「電気事業の高い公共性にかなう経営の健全性、社会環境への配慮の要請などを踏まえ、電力会社の取締役は、業務執行の決定にあたり、判断に必要な情報を十分に収集しそれを総合的に分析、検討した上で、当該決定をした場合に会社の受ける利益 (又は損失) の大小と、決定しない場合に会社の受ける利益 (又は損失) の大小を比較したうえで、いずれが

会社の利益を最大にし、損害の発生を最小にするかを真摯に検討する義務がある。」として、

- ①志賀原発を再稼働した場合の事故リスクが北陸電力の経営上許容できないこと
- ②志賀原発の再稼働は使用済み核燃料を発生させ莫大な処理費用と放射性物質放出の危険性を増大させること
- ③志賀原発の再稼働には安全対策費・維持費等の膨大なコストがかかること
- ④志賀原発の再稼働により再生可能エネルギー導入の機会を失うこと
- ⑤志賀原発を再稼働しなくても電力を十分に供給できること
- ⑥北陸電力は脱原発の多数世論を無視してはならないこと
- ⑦志賀原発の発電単価が高いこと

等を総合考慮して志賀原発の再稼働を検討すべき義務がある、

と主張している。原判決別紙3アないしス記載の義務違反を個別に検討すれば足りるという主張ではない。

## (2) 原判決の主張整理の誤り

原判決は、重大事故の発生に関連する義務と再稼働に要する費用に関連する義務とを分けて論じているが（分けて論じること必要ではあるが）、志賀原発の重大事故発生のリスクを十分に考慮するときは、安全対策費等の再稼働に要する費用は増大することになるし、反対に、被控訴人らが重大事故発生のリスクを過小評価するときは、安全対策費等の再稼働に要する費用を抑えることができる。また、原子力規制委員会による新規制基準適合性審査にどれくらい時間がかかるか、特定重大事故等対処施設をどのタイミングで設置するか（再稼働前に設置するか）等は、再稼働に要する費用とも関連する問題である。

したがって、重大事故の発生に関連する義務と再稼働に要する費用に関連する義務を切り離して志賀原発の再稼働の是非を判断するだけでは足りない。両者を一体的・総合的に考慮して判断することも必要なのである。

### (3) 小括

5           もつとも、諸事情を総合考慮して志賀原発の再稼働を検討すべきといっても、安易な経営判断原則の適用により取締役の裁量を広範に認めることは、妥当でない。福島第一原発事故により重大事故発生時の損害の甚大さ（さらには、現に生じている損害よりも大きな損害が生じる可能性もあったこと）が明らかになっており、北陸電力の経営規模からすれば、重大事故発生のリ  
10           スクは許容できるものでなく、重大事故発生のリスクを過小評価して安全対策費等の再稼働に要する費用を抑えることは許されない。

          志賀原発の再稼働の是非を判断するにあたっての被控訴人らの義務としては、控訴人らが主張するとおり、「電気事業の高い公共性にかなう経営の健全性、社会環境への配慮の要請などを踏まえ、電力会社の取締役は、業務執行  
15           の決定にあたり、判断に必要な情報を十分に収集しそれを総合的に分析、検討した上で、当該決定をした場合に会社の受ける利益（又は損失）の大小と、決定しない場合に会社の受ける利益（又は損失）の大小を比較したうえで、いずれが会社の利益を最大にし、損害の発生を最小にするかを真摯に検討する義務がある。」というべきである。

20           原判決は、上記の前段、被控訴人らが判断に必要な情報を十分に収集しそれを総合的に分析、検討したかどうかについては、不十分ではあるものの一応の判断は行っている。しかし、上記の後段、志賀原発の再稼働により北陸電力の受ける利益（又は損失）の大小の比較を全く行っておらず、被控訴人らの義務違反の判断において審理不尽があるといわざるを得ない。

25

第3 過去の善管注意義務違反を明らかにすることが現在の同義務違反及びその

「おそれ」の存否の判断にとって重要であること

## 1 原判決の判断

5 原判決は、「原告らは、過去の時点で被告らに善管注意義務違反があったことをも主張するようであるが、本件の会社法360条に基づく差止訴訟であるから、過去の時点での善管注意義務違反等については審理の対象外である。」(p61)と述べる。

そして原判決は、2011年3月30日の取締役会については、志賀原発を再稼働させるか否かにつきゼロベースでの検討や協議がなされたことがうかがわれず、再稼働ありきとの評価を受けてもやむを得ないと評価したが、それに続けて、  
10 「もつとも、・・・審理の対象は、口頭弁論終結時において被告らが法令等に違反する行為をし、又はするおそれがあるか否かである。」と述べて、同日の取締役らの行為が善管注意義務に違反することにつき明言を避けた(p42)。また、控訴人らが重要であると指摘している2014年の適合性審査申請時、2016年の有識者会合の評価書受理時及び2024年の令和6年能登半島地震時に、被控訴人らがどのような資料に基づき何をどのように議論し、再稼働の結論を下したのかについては、原判決は触れることもなかった。

15 原判決は、過去の善管注意義務違反は現在(口頭弁論終結時)の善管注意義務違反には影響しないと考えているようである。

## 2 原判決の判断の誤り

20 しかし、原判決のこの判断は誤っている。以下にその理由を述べる。

### (1) 過去の善管注意義務違反は現在の注意義務違反の間接事実となる

ア 本訴訟における主要事実が現在の(口頭弁論終結時の)取締役の善管注意義務違反及びその「おそれ」であることは間違いない。だからといって、当該取締役の過去の善管注意義務や過去に取締役であった者の善管注意義務違反が審理の対象とならないわけではない。なぜなら、過去のそれらは、  
25 現在の取締役の善管注意義務違反の間接事実となり得るからである。

イ この点、会社の取締役は年々交代するから、かつての取締役らが過去に善管注意義務に違反したとしても、それが直ちに現在の取締役の善管注意義務違反を推認するものではないとも思える。

5           しかし、かつての取締役らが取締役会において「将来、原発を再稼働する」との経営方針を決定した場合、その後の取締役らは、その方針の是非を意識的に論点化して（それこそゼロベースで）議論しこれを変更しなければ、再稼働方針を所与の前提として会社経営を行うことになる（実際に北陸電力の取締役らもそうしている）。よって、過去に善管注意義務に違反する行為に基づいて「将来、原発を再稼働する」との経営方針が決定された場合、それ以降の取締役は、その方針をゼロベースで検討し直したと  
10           いった特段の事情がない限り、同義務違反による方針を原則として承継してしまう。この場合、過去の善管注意義務違反は現在も承継され、現在も同義務違反が継続していると考えることができる。

15           よって、過去の取締役の行為に善管注意義務違反があることは、現在の取締役の行為に善管注意義務違反があることの間接事実となり得るのである。

ウ           それとは逆に、過去の取締役が善管注意義務に違反して決めた方針があったとしても、後世の取締役が十分かつ適切な資料に基づき同方針の是非を議論し、善管注意義務を尽くしたうえであらためて過去の（善管注意義務違反によって決定された）方針と同じ方針をとることもあり得る。この  
20           ようないわば「善管注意義務違反（違法）の治癒」があった場合には、現在の取締役には善管注意義務違反がないと言えるであろう。

エ           いずれにしても、過去に善管注意義務違反があったかどうか、あったとすればそれが現在にも承継されてしまっているのかそれとも治癒されたのかが、検証されなければならない。その意味で、過去の善管注意義務違反は審理の対象となるのである。  
25

第2章・第2・2(2)では、このような視点から、被控訴人らの過去の善管注意義務違反が現在にも承継されていることを論じる。

- (2) 過去に善管注意義務に違反した被控訴人金井が現在も取締役であること  
前記(1)イのとおり、過去に善管注意義務に違反する行為に基づいて「将来、  
5 原発を再稼働する」との経営方針が決定された場合、それ以降の取締役は、  
その方針をゼロベースで検討し直したといった特段の事情がない限り、同義務違反による方針を承継することによって過去の善管注意義務違反も承継し、  
現在も同義務違反が継続していると考えることができる。このことは、過去  
10 に善管注意義務に違反して再稼働方針を決定した取締役が現在も取締役として再稼働方針の決定に関与しているなら、なおさらである。

北陸電力では、2011年3月30日に取締役会がゼロベースでの検討・  
協議もなく志賀原発を再稼働するとの方針を決定しているところ、これは善  
管注意義務に違反する「結論ありき」の行為であった。被控訴人金井は当時、  
取締役としてこの方針に賛成した。被控訴人金井はこのとき、善管注意義務  
15 に違反したのである。

被控訴人金井はその後もずっと北陸電力の取締役であり続け、2011年  
に善管注意義務に違反して賛成した再稼働方針について、その後も一貫して  
賛成している。被控訴人金井は、2014年の適合性審査申請時も、201  
6年の有識者会合の評価書受理時も、2024年の令和6年能登半島地震時  
20 も、そして現在も、2011年と同様、十分かつ適切な資料に基づく議論も  
なく、善管注意義務に違反して再稼働方針を推進してきたことが強く推認さ  
れる。

- (3) 過去の複数の善管注意義務違反は将来の善管注意義務違反及びその「おそれ」を推認すること

25 会社法360条の差止が認められるのは、取締役が善管注意義務違反を現  
に行っている場合に限らない。現在の取締役が将来善管注意義務違反を行う

「おそれ」がある場合も含む。過去に複数回の善管注意義務違反があれば、現在の取締役の行為に善管注意義務違反があるとの推認がより強くはたらくとともに、将来にわたって善管注意義務違反を行う「おそれ」があるとの推認もはたらく。特に、過去に善管注意義務に違反した取締役が引き続き現在も取締役であればなおさらである。

本訴訟で控訴人らが重視している過去の善管注意義務違反の時期は、①福島第一原発事故直後の2011年3月～4月、②新規制基準適合性審査の申請を行った2014年夏、③敷地内活断層を認める内容の有識者会合の評価書を規制委員会が受理した2016年4月頃及び④令和6年能登半島地震直後である2024年1月頃の4つである（原告ら第41準備書面p3参照）。なぜなら、①、③及び④はいずれも、志賀原発の再稼働が極めて危険であり再稼働が将来にわたって不可能となる可能性が高い事情であるため、再稼働方針をゼロベースで検討すべきであったと言えるからである。また②は、再稼働に必要な具体的な措置を取ることを明確に決定し現実に再稼働に踏み出した時期であるため、安全対策費等の具体的な負担（リスク・コスト）と再稼働によって得られる利益とを具体的に調査し評価したはずであるし、再稼働した場合としなかった場合の損益を計算しいずれが妥当かを評価したはずであるからである。

被控訴人らの善管注意義務違反は上記4つの時期に限られるものではないが、上記4つの時期は特に重要でありかつ義務違反が明白である（原告ら最終準備書面p15～20、p21～22、文書提出命令にかかる被告らの意見書に対する2024年2月26日付「反論書」p5）。被控訴人ら取締役は、一度立ち止まって再稼働をゼロベースで検討すべき上記①③④の時期にそれをせず、再稼働に現実的に踏み出した上記②の時期には再稼働のコストとリスク及び再稼働する場合としない場合の損益計算をせず、いずれも善管注意義務に違反している。

このように、過去の取締役らは善管注意義務を繰り返してきた。その中には常に被控訴人金井がいた。新しく就任した取締役も被控訴人金井も、過去の取締役らの善管注意義務違反を正す必要があったがそれをしてこなかった。したがって、現在の取締役らにも善管注意義務違反があることが推認されるし、将来も違反する「おそれ」があるのである。

### 3 残る2つの時期の取締役会議事録の開示を求める

以上のとおり、過去の取締役らの善管注意義務違反は、被控訴人ら現在の取締役らの善管注意義務違反及びその「おそれ」の有無を左右する重要事項である。

原審では上記2(3)の①及び②の時期の取締役会議事録の開示はなされたが、同③及び④のそれはまだである。③と④の時期に、

志賀原発を再稼働しても危険がないこと

志賀原発の危険性を今後除去できること

志賀原発に事故が発生した時に周辺住民が避難できること

志賀原発で事故が発生した場合の北陸電力の損害額

その損害が回復することができる程度に収まるかどうか

適合性審査の合格までの期間の伸長と合格の目途

再稼働までの期間伸長による費用の増大とその回収の目途

等を、どのような資料と根拠に基づき（あるいは資料も根拠もなく・不十分であるのに）判断したのか。それらを従業員にどの程度調査させ（あるいはさせず）、どのような調査報告に基づき（あるいは基づかず）、どの程度の協議をして（あるいは協議もせず）に決定したのか。これらの事実を解明することが、被控訴人らの現在の善管注意義務違反及びその「おそれ」の有無を判断するために必要不可欠である。

そしてこれらの事実を解明するには、上記③と④の時期の取締役会議事録を開示させその内容を検討することが必要不可欠である。よって、控訴人らは、

被控訴人らに対し、上記③と④の時期の取締役会議事録の開示を求める。

もし、被控訴人らが取締役会議事録を開示せず、同議事録に基づく主張立証をしないのであれば、裁判所は、被控訴人らが善管注意義務を尽くしたと認定することは許されない。

5

#### 第4 重大事故の発生に関連する善管注意義務の内容・程度及び義務違反

##### 1 原判決の判断

##### (1) 電力会社代表取締役に課される善管注意義務にかかる原判決の判断基準

10 原判決は、重大事故の発生に関連する善管注意義務の内容・程度及びその違反について、以下①及び②のとおり2段階に分けて判断基準を立てる。

15 ①「原子力発電所を設置・運転する電力会社の代表取締役は、重大事故を引き起こすことがないように原子炉施設の安全性について十分調査、検討し、安全性が確認できた場合に限って原子炉を運転し、重大事故の発生につながり得るような問題が存在する疑いがあるときは、重大事故の発生を未然に防止するため、その問題を解決することができるまで、又はその問題が存在しないことを確認できるまでは、原子炉の運転を控えるべき善管注意義務を負うというべきであり、仮にその問題を解決等することができる合理的な見込みがないときには、原子炉の運転(再稼働)を断念すべきである。」(p 39)

20 ②「もっとも、会社を代表する立場にある代表取締役としては、原子力発電所の安全性について社内外の様々な分野の専門家をして組織的に検討させるなどした上で、その検討結果に依拠して運転(再稼働)の可否について判断していれば、特段の事情のない限り、取締役として負う善管注意義務に違反するとはいえない。」(p 39)

25 その上で原判決は、この基準をさらに具体化した結論として、以下③及び④のように判示する。

③「社内外の専門家に十分に検討させた上で、審査に合格することができるとの見込みをもって新規制基準適合性確認審査の申請をし、これに対する原子力規制委員会の意見、すなわち本件原子炉の再稼働に必要な許認可に関する判断を踏まえて運転（再稼働）の可否を判断することとしていけば、前記の専門家の検討結果に依拠して運転（再稼働）の可否について判断したものといえる。」（p 39～40）

④「新規制基準は、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力規制委員会において策定されたものであることからすれば、被告らが新規制基準の適正さについて疑いを抱くに足りる事情を知り得たなどの事情がない限り、前記『特段の事情』があるとはいえない。」（p 40）。

## (2) 原判決の判断の誤り

ア 上記(1)①の判断基準は、「重大事故を引き起こすことがないように・・・十分調査、検討し、・・・重大事故の発生につながり得るような問題が存在する疑いがあるときは、重大事故の発生を未然に防止するため、・・・原子炉の運転を控えるべき善管注意義務がある」（傍点は引用者）と述べている。この基準は、善管注意義務の対象を重大事故を「発生」させないための調査・検討に限定するものであり、重大事故が発生した場合に被害を「拡大」させないための調査・検討を注意義務の対象としていない。

被控訴人らは、志賀原発で重大事故が発生した場合に被害を「拡大」させないための調査・検討をすべき義務、具体的には志賀原発周辺自治体において実効性ある避難計画があることを調査・確認すべき注意義務を負うのであり、それを看過した原判決の判断は誤りである。詳しくは第6の1(2)で後述する。

イ 上記(1)②の判断基準も誤りである。

まず、原子力事業者の取締役求められる善管注意義務の水準は、通常の株式会社の取締役のそれよりも高く、単に専門家の検討結果に依拠すれ

ばよいというものではない。詳しくは後記2で述べる。

また、2026年1月、中部電力浜岡原子力発電所の基準地震動の策定過程においてデータの捏造とその隠蔽があったことが明らかとなった。後記3では、同捏造・隠ぺい事件を経験した現在では上記(1)②の判断基準が  
5 やはり誤りであることを詳述する。

ウ 上記(1)③及び同④の判示も誤りである。

上記(1)③及び④は、新規制基準に基づく適合性審査に合格すれば原則として善管注意義務を尽くしたと評価されるとの見解である。

しかしまず、新規制基準には、それに適合しても原発の安全性を確保でき  
10 きないと解される多くの欠陥がある。したがって、適合性審査に合格すれば志賀原発の安全性にかかる善管注意義務を尽くしたことにはならない。このことは、第2章で詳述する。

次に、浜岡原発データ捏造・隠ぺい事件の発覚によって、原子力規制委員会には原子力事業者によるデータ捏造や情報隠蔽を独自に調査して未  
15 然に防ぐ能力も義務感も意思もないことが判明した。志賀原発でもデータ捏造・隠ぺいの危険性が高まっていることから、適合性審査に合格しても安全性に係る善管注意義務を尽くしたことにはならない。このことを、後記4で詳しく述べる。

2 専門家の検討結果に依拠して再稼働すれば善管注意義務に違反しないとする  
20 判断基準②の誤り

(1) 原判決の判断基準②

前記1(1)②のとおり、原判決は、「代表取締役としては、原子力発電所の安全性について社内外の様々な分野の専門家をして組織的に検討させるなどした上で、その検討結果に依拠して運転（再稼働）の可否について判断してい  
25 れば、特段の事情のない限り、取締役として負う善管注意義務に違反するとはいえない」と判示する。

## (2) 原判決の判断基準②の誤り

しかし、電気事業法第1条が定める電気事業者の公共性、原子炉等規制法第1条の公共の安全を図るといった目的等に照らせば、電気事業者かつ原子力事業者である北陸電力の代表取締役である被控訴人らは、一般の株式会社の取締役よりも高い水準の注意義務を負っていると解すべきであり、社内外の様々な分野の専門家をして組織的に検討させ、その検討結果に依拠して判断すれば注意義務を果たしているというべきではない。例えば、社内外の専門家による検討が「再稼働ありき」で偏ったものになっていないか、志賀原発の再稼働に不都合な事実、知見を恣意的に排除していないかといった検討を行ったり、後述する浜岡原発データ捏造・隠ぺい事件のような捏造・隠ぺいが社内外で行われていないかの調査を行ったりした上で（後記3参照）、再稼働の可否を判断すべき義務を負うというべきである。

## (3) 参考とすべき最高裁判例等（銀行の取締役の善管注意義務の程度）

この点、銀行の取締役の注意義務に関し、拓銀事件における最高裁判決（最決平成21年11月9日刑集63巻9号p1117）は「融資業務に際して要求される銀行の取締役の注意義務の程度は一般の株式会社取締役に比べ高い水準のものであると解され、所論がいう経営判断の原則が適用される余地はそれだけ限定的なものにとどまる」と述べている。また、下級審裁判例でも「銀行の取締役は、一般の事業会社の取締役と同様、経営の専門家として広い裁量を与えられているけれども、貸出業務等の与信業務を行うにあたっては、信用リスクを適切に管理し、安全な資金運用を行うことが認められているなど、銀行の取締役であるがゆえの違いがある」と述べるものがある（大阪地判平成14年3月27日判タ1119号p194）。

高い公共性が求められる電気事業者であり、かつひとたび重大事故が発生すれば莫大な損害を発生させてしまう原子力発電所を設置し稼働しようとする北陸電力の代表取締役も、同様に、原子力発電所の安全性に関しては、一

般の株式会社の取締役よりも高い水準の注意義務が求められるというべきである。

#### (4) 被控訴人金井豊の専門性の看過と審理不届

そして、被控訴人金井豊は、東京大学工学部産業機械工学科を卒業後、北  
5 陸電力に入社した後は原子炉物理に関わる仕事に携わるようになり、その後、  
原子炉の安全解析や基準づくり、設計などに携わった上で、原子力本部長に  
就任したという経歴を有する者である。その専門性に照らし、被控訴人金井  
は、さらに高い水準の注意義務が要求されるというべきである。この点に関  
する原判決の判示（第3・2(15)エ、p 61）は、上記類似判例にも反するも  
10 のであり、誤っている。

控訴人らは、原審において、上記のような注意義務が求められる被控訴人  
金井の証人尋問を申請し、志賀原発の再稼働の可否を判断するにあたって取  
締役会等でどのような検討がなされたかを明らかにすることを求めたが、原  
審は被控訴人金井の証人尋問を却下した。被控訴人金井の証人尋問すら実施  
15 せず、漫然と社内外の専門家の判断に依拠すれば足りると判断した原判決に  
は、審理不届があるというほかない。

### 3 浜岡原発データ捏造・隠ぺい事件を経験した取締役の善管注意義務の内容・ 程度

#### (1) 中部電力浜岡原子力発電所データ捏造・隠ぺい事件の概要

20 ア 中部電力は、2026年1月5日、浜岡原発3・4号機の新規制基準適  
合性審査において、断層モデルの手法によって基準地震動を策定する前提  
となる統計的グリーン関数を算出するにあたり、データを捏造していたこ  
とを公表した。（甲255）

すなわち、中部電力は、原子力規制委員会に対しては、「計算条件の異なる  
20組の地震動を計算し、それらの平均に最も近い波を代表波として選  
25 定する方法を用いた」旨の説明をしていたにもかかわらず、実際には、①

「20組の地震動とその代表波」のセットを一つではなく多数作成し、その中から中部電力が恣意的に一つのセットを選定したり、②意図的に「平均に最も近い波ではないものを代表波」として選定した上で、当該代表波が20組の平均に最も近くなるように残りの19組を選定し、「20組の地震動とその代表波」のセットを作成したりしていたのである（甲256 p1～2）。

データの捏造は遅くとも2012年頃には始まっていた（同p2）。2018年には中部電力内部で問題視する指摘があったとのことであるが改められず（同p14）、2025年に原子力規制委員会への外部通報で問題が表面化したという（甲255）。

イ これに対し原子力規制委員会は、「捏造で、明らかな不正行為」（山中委員長）、「捏造又は改ざん。事は重大でまことに遺憾だ」（山岡委員）、「心底がっかりしている」「こういう不正行為があるとすべてを台無しにする」（杉山委員）、「国費を無駄にする行為だ」（神田委員）等と厳しくコメントした（甲257～258）。

(2) 社内外の専門家の検討結果に依拠するだけでは注意義務を尽くしたことにはならないこと

さて、浜岡原発データ捏造・隠ぺい事件によって、原判決が述べた判断基準が正しくないことが明らかとなった。以下に敷衍する。

ア 原判決は、志賀原発の安全性に関する取締役の善管注意義務の程度について、

「原子力発電所の安全性について社内外の様々な分野の専門家をして組織的に検討させるなどした上で、その検討結果に依拠して運転（再稼働）の可否について判断していれば、特段の事情のない限り、取締役として負う善管注意義務に違反するとはいえない。」（p39）

との判断基準を示している（前記1(1)②の判断基準）。これは、社内外の専

門家の検討結果に依拠して再稼働の可否を判断すれば、原則として善管注意義務を尽くしたと評価できる、とするものである。

イ しかし浜岡原発では、「社内外の専門家」がデータを捏造していた。

5 中部電力は、以下に述べるとおり、社内外の専門家（専門的知識を有する従業員及びデータ解析の専門業者である委託先事業者）の報告を基に基準地震動を策定し、適合性審査申請を行った。ところが、その報告内容が捏造されていたのである。

10 中部電力はデータ捏造に関する報告書（甲256）で、次の(ア)～(エ)のとおり、データ解析の委託先である社外の専門業者がデータを捏造していたことを報告している。

(ア) 中部電力は、地震動評価の実施にあたり、「地震動評価のうち計算機プログラムを用いて行う解析業務」を専門業者に委託していた（添付5-1-1、5-1-5、5-1-6）

15 (イ) 「委託先が作成した報告書等を確認した結果、【方法①・②】が行われていたことが判明」（p5）（※）

※ 方法①：「20組の地震動とその代表波」のセットを一つではなく多数作成し、その中から中部電力が「一つのセットの代表波」を選定する方法（報告書p1）

20 方法②：意図的に「平均に最も近い波でないものを代表波」として選定した上で、当該代表波が20組の平均に最も近くなるように残りの19組を選定し、「20組の地震動とその代表波」のセットを作成する方法（同p1～2）

(ウ) 「委託報告書には、代表波の選定において20波のセットを多数作成し、それらの多数のセットから当社が一つのセットの20波を代表波として選定していること（方法①）が読み取れる記載があり・・・」（p15）

25 (エ) 「委託報告書を確認した結果、代表波の選定において20波の平均に最も近いものではない波を代表波として選定しているものがあること（方法②）について報告がなされた。」（p15）

ウ さらに、2026年5月27日の原子力規制庁の報告書「中部電力株式会社  
の不正行為に係る検査状況及び制度面における対応の検討状況」（甲  
259）によると、中部電力は、原子力規制委員会の調査に対し以下のよ  
うに説明したとのことである（p2～3）。

5 「・・・代表波選定の過程において、 $S_s-D$ を大幅に超過しないよう  
に一定の基準値以内に収まる波を抽出していたことについて、中部電  
力から委託業者に対し、計算結果の提出範囲（選定基準）を提示して  
いた。」（※）

10 ※  $S_s-D$ とは、「応答スペクトルに基づく手法」によって計算された代表的  
な地震動である。同手法とは別に「断層モデルを用いた手法」によっても地震動  
が計算される場所、中部電力では、「断層モデルを用いた手法」による計算結果  
が「応答スペクトルに基づく手法」によって計算された地震動の数値を大幅に超  
えないよう、データを捏造したのである。

15 「委託業者から提出された波の中から代表波候補を選定し、調査計画G  
（地震動評価ライン）と施設所掌部署（調査計画G（地盤ライン）・設  
計管理G・設備設計G）の間にて、打合せを実施していた。」

「施設所掌部署からの意見が代表波選定の1つの要素となっていた。」  
すなわち中部電力は、 $S_s-D$ を大きく超えない計算結果が出るよう、  
まず解析委託先業者に対し、一定範囲に収まる大きさの波だけを抽出する  
20 よう依頼した。次に、この依頼に応じて委託先業者が抽出した波から、地  
震動を評価する社内の専門家グループが、施設所掌部署の社内専門家グル  
ープと打ち合わせて、ちょうどよい波を選び出したのである。

中部電力の社内専門家もデータを捏造していたことが、判明した。

25 エ 中部電力では、社内専門家と社外専門家が結託して、基準地震動にかか  
わるデータを捏造したのである。

データ捏造・隠ぺい事件を受けて、社内外の専門家の検討結果に依拠す

るだけでは原発の運転の安全性を確保することはできないことが、明白となった。したがって、それに依拠するだけでは、取締役の善管注意義務を尽くしたことにはならないのである。

(3) 北陸電力では臨界事故隠し後の再発防止対策を放棄しておりデータ捏造・隠ぺいの危険性が高まっていること

もつとも、北陸電力において中部電力のようなデータ捏造・隠ぺいの危険がないのであれば、原判決の判断基準も誤りとは言えないのではないかと、この疑問も生じよう。

しかし、北陸電力では2つの意味で、中部電力と同様にデータ捏造・隠ぺいが行われる危険性が高まっている。本節ではその1つとして、1999年の臨界事故隠しの教訓が捨て去られたことを論じる（もう1つは後記(4)で論じる）。

ア 1999年6月、志賀原発1号機の点検中に、制御棒が引き抜けて核分裂が連鎖・継続する事故（臨界事故）が発生した。この事件にかかる北陸電力の調査報告書（乙28p10～11）によると、臨界事故を収束させた直後、志賀原子力発電所長を始め少なくとも14人の従業員が集合してその後の処理方針を検討し、社外に報告しないことを決定した。また、社内では虚偽の事実が報告され、事故記録の改ざんと隠ぺいが行われた。

当時の取締役は、臨界事故とその隠蔽の事実を知らなかったとされる（同p11）。同事故の存在は、約8年後の2007年3月に発覚した。取締役はその8年間、事故の存在を把握できなかった。

イ 調査報告書は、事故隠しの「根本原因」の（2）として「工程優先意識」を挙げ、以下のように説明している（乙28p30）。

「経営計画の最重点課題である志賀2号機建設計画について、全社一丸となって取り組んでいる中、着工がおよそ2ヶ月後（平成11年9月）に控えている状況にあり、経営層の発言等を通じて、原子力発電所は

工程遵守を必達と考え、何よりも優先させるとの意識を形成させたこと  
と」(下線部は引用者)

つまり、志賀原発2号機の稼働が迫る中、経営層の発言等に影響されて従業員が稼働を優先させたことが、事故隠しの原因となったのであった。

5 では現在はどうか。後記(4)ウのとおり、北陸電力の経営層は、福島第一原発事故直後も令和6年能登半島地震直後も、状況がほとんど把握されていない段階で再稼働を決定するなど、一貫して再稼働が揺るぎのない既定方針であることを示してきた。このような経営層の発言等を通じて、北陸電力の従業員には、再稼働を「何よりも優先させるとの意識」を形成させ  
10 たであろう。1999年の事故隠し当時と「根本原因」の状況は酷似しているのである。

ウ 次に調査報告書は、根本原因(2)に対応する再発防止策として、以下の3つを挙げている。

① 経営トップからの「安全最優先」の強力な意志表明 (p 39)

15 安全確保の徹底が経営の最優先事項であるという「安全最優先」の方針を、経営方針や経営計画等において社内を示し、また対外的にも決意を表明する。

② 発電所内の組織強化・増員 (p 41)

品質管理の強化、手順書の審査等

20 ③ 事故・トラブル時の応援体制の整備 (p 41)

上記のうち③は、本件(再稼働のためにデータを捏造する可能性)と無関係である。②も本件とは関係が薄いであろう。②や③の「対策」は、再稼働の審査に提供する資料の捏造や隠ぺいを防止する対策にはならない。

しかし①の「経営トップからの『安全最優先』の強力な意志表明」は、  
25 データの捏造・隠ぺいを防止するために現在でも必要な対策である。

ところが北陸電力の取締役は、2011年の福島第一原発事故直後も、

2024年の令和6年能登半島地震直後も、地震・事故・避難等の状況が十分に把握されていない段階で志賀原発を再稼働することを決定し、再稼働ありきの態度を内外に発信してきた（乙203～204、甲245）。

2007年の調査報告書で述べられた再発防止策「経営トップからの『安全最優先』の強力な意志表明」は、そこには全くない。「安全最優先の方針を社内に示したり対外的に決意を表明したりする」どころか、むしろ逆に、安全を軽視する態度を内外に表明したのである。

北陸電力と取締役は、2007年の調査報告書で発表した隠ぺいに対する「対策」を2011年には捨て去っており、同報告書が述べた隠ぺいの「根本原因」が再発しているのである。2011年以降、データの捏造・隠ぺいの危険はより高まったのである。

(4) 浜岡原発データ捏造と同様の原因が北陸電力志賀原発にもあること

北陸電力で中部電力と同様にデータ捏造・隠ぺいがなされる危険性が高まっているもう一つの論拠は、両社の類似性である。

ア 報道によると、2025年に原子力規制委員会から指摘されるまで、中部電力の取締役はデータ捏造の情報を知らなかったようである（甲260）。そして、中部電力が原子力規制委員会からデータ捏造に関する調査依頼を受けたのは2025年5月であったから（甲256 p 15）、中部電力の取締役にデータ捏造が発覚したのは、早くても2025年5月であったと考えられる。

データ捏造が始まったのは遅くとも2012年であるから（甲256 p 2）、その後取締役に発覚した2025年5月までの13年間、データ捏造は中部電力の内部で隠され、取締役に伝わらなかったのである。

イ このような捏造がなぜ行われ、捏造の事実が取締役になぜ伝わらなかったのか。中部電力が発表した報告書ではその原因の調査は未了で、今後の調査に委ねられている。

しかし、中部電力の経営陣が福島第一原発事故直後から一貫して浜岡原発を再稼働することを揺るぎない方針として発表していたため、部下である従業員らにおいて再稼働方針に沿うデータが欲せられ、再稼働を阻害する情報がつぶされてしまったことが一因であったことは、間違いなからう。

5 中部電力では、福島第一原発事故の原因が不明で事故が収束もしていなかった2011年6月の株主総会で早くも、同社社長が「早期の運転再開に努める」と述べ、浜岡原発の再稼働を目指すことを明言している（甲261）。また、翌2012年6月の株主総会でも、廃炉を求める株主の意見に対し経営陣は原発の必要性を繰り返し強調し、同社社長は「原子力を重要な電源として活用するのが不可欠」と述べた（甲262）。浜岡原発を再稼働することは不働の前提だったのであり、その方針を忖度した部下らが捏造と隠ぺいに関わったものと考えられる。

ウ 揺るぎない再稼働方針により部下がデータを捏造・隠ぺいする危険があることは、北陸電力も同じである。

15 すなわち、北陸電力は、福島第一原発事故の19日後である2011年3月30日の取締役会で早くも、志賀原発再稼働の方針を決定している（乙203）。原判決もこの時の再稼働方針決定について、

「確かに、補助参加人が上記決定をした時点で福島第一原子力発電所事故の全容や原因等が明らかになっていたとはいえないし、同日の取締役会において本件原子炉、の再稼働を目指すことは報告事項とされており、協議事項とはされておらず（認定事実(4)イ）、本件原子炉の再稼働を目指すのか否かについて、ゼロベースでの検討や協議がされたことはうかがわれず、結論ありきとの評価を受けてもやむを得ない」と判示し、再稼働ありきの姿勢であったことを指摘している（p42）。

25 北陸電力はその後も再稼働の方針を緩めることはなく、それどころか、一度立ち止まって再稼働の是非を検討するのが当然でありかつ検討しな

ければならなかった令和6年能登半島地震直後にも、全くこれを検討せず、再稼働方針を公表している（甲245）。令和6年能登半島地震では、海岸が5メートル以上も隆起し、志賀原発から10キロしか離れていない志賀町富来では2828ガルもの地震動が観測され、志賀原発内では変圧器が2機損壊し、敷地内は亀裂や隆起・沈降が見られ、能登半島の広範囲で道路の寸断・孤立集落の発生・モニタリングポストの欠測・携帯電話の不通など住民避難が不可能となる事態が発生した。これらの詳細が確認されておらず、今後もM7程度の地震が発生する危険があると注意喚起されていた2024年1月31（地震の30日後）、北陸電力の社長である被控訴人松田は、再稼働に向けた方針を公表したのである。

北陸電力においても中部電力と同様、従業員は、経営陣の揺るぎない再稼働方針を付度し、再稼働に向けたデータの捏造と隠ぺいを行う動機がある。

#### (5) まとめ

以上より、浜岡原発データ捏造・隠ぺい事件を経験した現在、社内外の専門家の検討結果に依拠するだけでは原発の安全性を確保したとはいえない。北陸電力では、臨界事故隠しの再発防止策が放棄され、むしろ代表取締役がデータ捏造・隠ぺい再発を促す危険のある発言まで行っている。

原判決が述べた、社内外の専門家の検討結果に依拠すればよいとする判断基準②の誤りは、明白である。

#### 4 浜岡原発データ捏造・隠ぺい事件を踏まえると原子力規制委員会の審査を受けるだけでは善管注意義務を尽くしたことになること

##### (1) 原判決の判示（再掲）

原判決は、社内外の専門家の検討結果に依拠すればよいとする判断基準②（上記3記載のとおり、この基準は誤っている。）を前提として、

③「社内外の専門家に十分に検討させた上で、審査に合格することができ

るとの見込みをもって新規制基準適合性確認審査の申請をし、これに対する原子力規制委員会の意見、すなわち本件原子炉の再稼働に必要な許認可に関する判断を踏まえて運転（再稼働）の可否を判断することとしていけば、前記の専門家の検討結果に依拠して運転（再稼働）の可否について判断したものといえる。」（p 39～40）

④「新規制基準は、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力規制委員会において策定されたものであることからすれば、被告らが新規制基準の適正さについて疑いを抱くに足りる事情を知り得たなどの事情がない限り、前記『特段の事情』があるとはいえない。」（p 40）。

と判示した（上記1(1)③及び④）。

しかし、浜岡原発のデータ捏造・隠ぺい事件は、上記③及び④もやはり誤りであることを明らかにした。それを以下に敷衍する。

(2) 原子力規制委員会はデータ捏造・隠ぺいを見抜く能力も意思もないこと

ア 原子力規制委員会は、この浜岡原発データ捏造・隠ぺい事件が発覚した時点で、浜岡原発3・4号機の基準地震動をめぐって「概ね妥当」と評価していた。このデータ捏造・隠ぺい事件の深刻さは、中部電力が不正をしたという点だけではない。外部通報があるまで、原子力規制委員会が不正に気づくことができなかつた点が、それ以上に深刻な問題である。

なぜ、原子力規制委員会は、中部電力のデータ捏造に気づくことができなかつたのか。それは、原子力規制委員会に職務の怠慢があつたからではない。そもそも、日本の原子力規制は、原子力規制委員会が不正に気づくことができるようには組み立てられていないからである。

原子力規制委員会の担当者は、「事業者側がデータの正確性に責任を持つべきだ」「審査の評価を構成する過程を一つ一つ詳細に確認することはできないし、やっていない」と説明しており、これが事実である。例えば、基準地震動を策定する際、事業者は、①地震に関するデータを集め、これ

を選択し、評価し、②その評価に基づいて基準地震動を算出する。原子力規制委員会は、②はチェックするが①はチェックしない。一次データは見ないのである。

なぜ、原子力規制委員会は前記①のデータを直接チェックしないのか。それは、原子力規制委員会及び原子力規制庁にこれができるような人的、物的、予算的条件がないからである。

原子力規制委員会には、データ捏造・隠ぺいを見抜く能力が、制度的、人的、物的、予算的のいずれの観点からもないのである。

イ また、原子力規制委員会の山中委員長は、2026年1月7日の定例記者会見において記者から「他原発でも同様の事案がないか調べないのか」という質問を受け、「今のところ水平展開する考えはない。事業者に注意喚起して、身を引き締めてもらいたい」とだけ述べて、他の事業者を調査することを拒んだ（甲263）。

原子力事業者にこのような性善説が通用するはずがない。過去、原子力事業者が起こした不祥事は、敦賀原発の事故隠し（1981年発覚）、志賀原発の鉄筋データ改竄（1989年発覚）、東京電力の29件にもわたる記録の不正記載（2002年発覚）、志賀原発の臨界事故隠し（2007年発覚）、敦賀原発のデータ改竄（2020年発覚）など、枚挙にいとまがない。中部電力以外の事業者がデータ捏造をしていない等と信じる根拠は存在しない。

にもかかわらず原子力規制委員会は、他の原発におけるデータ捏造・隠ぺいの有無を調査しようとはせず、原子力事業者の善意に任せるにとどまった。同委員会には、データ捏造・隠ぺいを見抜く能力がないだけでなく、見抜かなければならないとする義務感も、見抜こうとする意思も、いずれもないのである。

(3) 原子力規制委員会の意見・判断を踏まえても注意義務を尽くしたことになる

らないこと

ア 上記のとおり、浜岡原発データ捏造・隠ぺい事件に対する原子力規制委員会の対応に照らし、原子力規制委員会には、原子力事業者のデータ捏造、隠ぺい等を見抜く能力も義務感も意思もないことが明らかとなった。

5 原子力規制委員会の初代委員長であった田中俊一氏は「自分たちは、基準への適合を見ているだけで、適合していてもその原発を安全だとは言わない」と繰り返し述べていたが、原子力規制委員会の審査は、田中初代委員長が述べるように原発の安全性を担保するものではないどころか、新規制基準適合性の審査能力すら欠くものであることが明らかになったので  
10 ある。

イ したがって、原子力規制委員会が一般的には専門家の集団であるとしても、同委員会による適合性審査を経たことは、原子力事業者のデータ捏造・隠ぺいがないことを保証するものではない。まして北陸電力では、上記3  
15 (3)及び同(4)のとおり、臨界事故隠しの反省を忘れ、従業員にデータ捏造・隠ぺいの動機を形成させてしまっている。

よって、「原子力規制委員会の意見、すなわち本件原子炉の再稼働に必要な許認可に関する判断を踏まえて運転（再稼働）の可否を判断することとしていけば」原発の安全性に対する善管注意義務が履行されたとする判示  
③は、誤りである。

20 ウ また、浜岡原発でデータ捏造・隠ぺいがあり、北陸電力でも同様の捏造・隠ぺいとなされる危険があつて、原子力規制委員会がそのような捏造・隠ぺいを見抜く能力も義務感も意思もないことは、判示④が述べる「特段の事情」にあたるとも言える。

25 被控訴人らが原子力規制委員会の意見を踏まえて再稼働の可否を判断すれば注意義務違反を問われないという判断が誤りであることが、改めて明らかとなった。

5 結語 一被控訴人らが負うべき善管注意義務の内容・程度と義務違反一

(1) 被控訴人らが負うべき善管注意義務の内容・程度

以上より、被控訴人らが負うべき重大事故の発生に関連する善管注意義務の内容・程度は、以下のとおりとなる。

5 ア 再稼働ありきを排除した検討義務

まず上記2のとおり、被控訴人らは、原子力発電所の安全性に関して一般の株式会社の取締役よりも高い水準の注意義務を負うから、社内外の専門家による検討が「再稼働ありき」で偏ったものになっていないか、志賀原発の再稼働に不都合な事実、知見を恣意的に排除していないかといった

10 事項を検討する義務を負う。

イ 過去に遡ってデータの捏造・隠ぺいがないかどうかを調査する義務

被控訴人ら取締役は2026年1月、中部電力従業員らによるデータ捏造・隠ぺい事件を目の当たりにした。そして、北陸電力では被控訴人ら取締役自身が、2011年以来15年間にわたり再稼働が絶対の方針であると内外に表明して、従業員の中にデータ捏造・隠ぺいの動機を形成させ続けてきた。したがって、北陸電力でも中部電力同様のデータ捏造・隠ぺいのおそれがあることを認識したはずであるし、そう認識しなければならない。

15

そして、それを認識したからには、2011年に遡って、基準地震動の策定過程を始め、再稼働のためになされた全ての検査・調査、データの取得・分析、それらのとりまとめや報告書等を見直し、調査すべき（具体的にはそれを従業員に行わせるべき）注意義務を負う。

20

(2) 被控訴人らの善管注意義務違反

ア 2011年3月、被控訴人金井を含む取締役らは、原判決が「結論ありき」であったと評価したように、福島第一原発事故のわずか19日後に志賀原発の再稼働を決定した。その後、社内外の専門家による検討が「再稼

25

働ありき」で偏ったものになっていないか、志賀原発の再稼働に不都合な事実、知見を恣意的に排除していないかといった事項を検討した形跡はない。それどころか、2024年1月、令和6年能登半島地震の30日後にも、「結論ありき」と評価すべき再稼働方針の表明があった。

5 被控訴人らが、社内外の専門家による検討が「再稼働ありき」で偏ったものになっていないか、志賀原発の再稼働に不都合な事実、知見を恣意的に排除していないかといった事項を検討する義務を果たしていないことは明白である。

10 イ 過去に遡ってデータの捏造・隠ぺいがないかどうかを調査する義務を被控訴人らが果たしていないことは、論を俟たない。被控訴人らはその義務を果たすどころか、従業員に対し、データの捏造・隠ぺいを推進する動機を与えてしまっている。

## 第5 志賀原発の耐震安全性にかかる善管注意義務違反

### 15 1 被控訴人らの志賀原発の耐震安全性の問題につき生じる注意義務に関する原判決の判断

#### (1) 原判決の判断（1） 一敷地内活断層一

20 原判決は、被控訴人らの志賀原発の耐震安全性に関する注意義務として、志賀原発の敷地内断層が活動性のない断層であることを確認すべき義務を挙げながら、被控訴人らに当該注意義務違反は認められないとした。

25 すなわち、原判決は、①原子力規制委員会や原子力規制庁のこれまでの評価や判断からして、現時点で志賀原発の敷地内断層の活動性について更なる調査義務を負っているとは認められないこと、②「電力会社の取締役は、断層等の活動性について自ら専門的な検討をすることが求められているとは解されず、社内外の専門家に検討させ、その検討結果に依拠して判断すれば、特段の事情がない限り、善管注意義務に違反しているとはいえない」こと、

③「現時点で敷地内断層等について追加の調査等を求められたにもかかわらず、被告らがこれを怠っている事実はない」ことなどから、被控訴人らにおいて、志賀原発の敷地内断層が活動性のない断層であることを確認すべき義務の違反は認められないとした（p 44～46）。

5 (2) 原判決の判断（2） —基準地震動—

また、原判決は、基準地震動の問題について、①令和6年能登半島地震の震源断層の長さに関して原告が主張するような誤りがあったとしても、北陸電力が原子力規制委員会の指摘等を踏まえて基準地震動を引き上げるなどの対応をとることになるものと想定されること、②実際に発生する地震の地震規模が平均値より大きい方向に乖離する可能性を考慮して地震規模を設定していなかったとしても、今後、不十分な点があれば、原子力規制委員会がその点を指摘し北陸電力がそれに対応していくことが想定されることから、被控訴人らにおいて、基準地震動に関する注意義務違反は認められないとした（p 59～60）。

15 (3) 原判決の判断の誤り

しかし、被控訴人らの志賀原発の耐震安全性の問題につき生じる注意義務に関する原判決の上記判断には、後記2及び3のとおり、明白な誤りがある。

この点、被控訴人らは、志賀原発の耐震安全性の問題につき生じる注意義務として、「志賀原発の敷地内断層が活動性のない断層であることを確認すべき義務」及び「志賀原発の耐震重要施設については基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないことを確認すべき義務」をそれぞれ負うものであるが、以下、その2点について分けて詳述することとする。

2 被控訴人らに「志賀原発の敷地内断層が活動性のない断層であることを確認すべき義務」違反が認められること

25 (1) 被控訴人らに当該義務が認められること

新規制基準（原判決別紙2「略語等一覧表」参照）においては、耐震重要施設等は将来活動する可能性のある断層等の活動により地盤にずれが生じるおそれがない地盤の上に設置することが求められているところ（設置許可基準規則3条3項「耐震重要施設…は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならぬ。」）、原子力発電所を運営する事業者の取締役である被控

5 訴人らにおいては、「志賀原発の敷地内断層が活動性のない断層であることを確認すべき義務」がある。

(2) 被控訴人らに当該義務違反が認められること

ア 我が国における原子力事業関連の法体系を無視した原判決の誤った判

10 断（「事実上の事業者無答責の法理」の誤り）

(ア) 当該義務に関係して、原判決は、大要、原発を運転するためには、原子力規制委員会による新規制基準適合性審査に合格することが必要であり、電力会社の取締役らが、専門家に十分に検討させた上で、審査に合格することができるの見込みをもって審査の申請をし、これに対する原子力規制委員会の判断を踏まえて運転の可否を判断することとしてい

15 れば、専門家の検討結果に依拠して運転の可否について判断したものと見えるなどとし、被控訴人ら及び北陸電力が原子力規制委員会の指示や判断に従っている限り、特段の事情のない限り、被控訴人らに注意義務違反があるとはいえないと述べた（p 39～40、判決要旨 p 2 など）。

20

(イ) この点、我が国における原子力事業の関連法規をみると、原子力基本法2条の4第1項では、「原子力事業者は、エネルギーとしての原子力利用に当たっては、原子力事故の発生の防止及び原子炉等規制法…に規定する特定核燃料物質の防護のために必要な措置を講じ、並びにその内容を不断に見直し、その他原子力施設の安全性の向上を図るための態勢を

25 充実強化し、並びに関係地方公共団体その他の関係機関と連携しながら

原子力事故に対処するための防災の態勢を充実強化するために必要な措置を講ずる責務を有する。」とし、原子力規制委員会設置法においても、原子力規制委員会が原子力事業の安全面に対して第一次的な責任を負うことは明記されていない一方で、同法附則6条9項では、「原子力事業者は、原子力施設の安全性の確保及び事故の収束につき第一義的責任を有することを深く自覚し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の規定により講ずることとされる措置のほか、その原子力施設ごとに、当該原子力施設における事故の発生及び当該事故による災害の拡大の防止に関し、万全の危機管理に係る体制を整備するため、一層の自主的な対策を講ずるよう努めるものとする。」として、事業者が原子力事業の安全面に対して第一次的な責任を負うという基本原則を明らかにしている。さらに、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定めた原子力損害賠償法3条1項本文では、「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。」として、事業者に対する責任集中の原則を明らかにし、賠償の面からも、事業者が原子力事業の安全面に対して第一次的な責任を負うことが明らかにされている。

さらに、安全の確保に一義的責任を負う原子力事業者等は、最新の知見を踏まえた上で、原子力施設の安全性の向上に継続的に取り組む必要があるところ（2023年3月9日原子力規制庁「バックフィットの概要」）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規法）43条の3の14本文では、「発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。」として、設置許可時の基準適合確認だけでは足りず、常に新たな知見が得られた場合には最新の技術水準に適合するよう施設

を維持し続ける具体的な義務を、事業者に課している。

5 (ウ) しかし、原判決の上記判断は、被控訴人ら及び北陸電力が原子力規制  
委員会の指示や判断に従っている限り被控訴人らを免責することを原  
則とする点（「事実上の事業者無答責の法理」）において、①上記の我が  
10 国の原子力事業の関連法規が前提とする、事業者が原子力事業の安全面  
に対して第一次的な責任を負うという基本原則と全く整合しないし、②  
新規性基準は原子力発電所の耐震安全性の十分条件ではないこと、③現  
在の原子力規制委員会の審査が事業者の提出したデータや解析結果に  
15 依拠して検討するしかないという実態（その一例が、2026年1月に  
明らかになった中部電力による浜岡原発データ捏造・隠ぺい問題である。  
前記第4・4項）を考慮しておらず、法体系やその運用を無視した誤っ  
た解釈をしたというより他ない。

仮に、原判決の上記判断が維持されるとすれば、例えば、原子力規制  
委員会が関知していないが、事業者が独自に有する最新の科学的知見や  
15 自身らの調査結果によって、事業者が原子力発電所の耐震安全性に十分  
な疑問を抱かせる事情があった場合でも、それを事業者側が公に明らか  
にしない限り、事業者の取締役らに注意義務違反がないとの判断になり  
かねない（この場合でも、取締役らは「規制委員会が問題にしなかった  
から検討しなかった」と主張すれば免責される）が、これは極めて不当  
20 な結論であることは誰の目から見ても明らかである。

原判決は、原子力規制委員会を事業者の安全確保を代替する機関であ  
ると考えているのだろうか。法は、決して原子力規制委員会にそのよう  
な役割を課していないはずである。やはり、原判決は、本件訴訟の判断  
に関する入口段階で重大な誤りを犯したものと言わざるをえない。

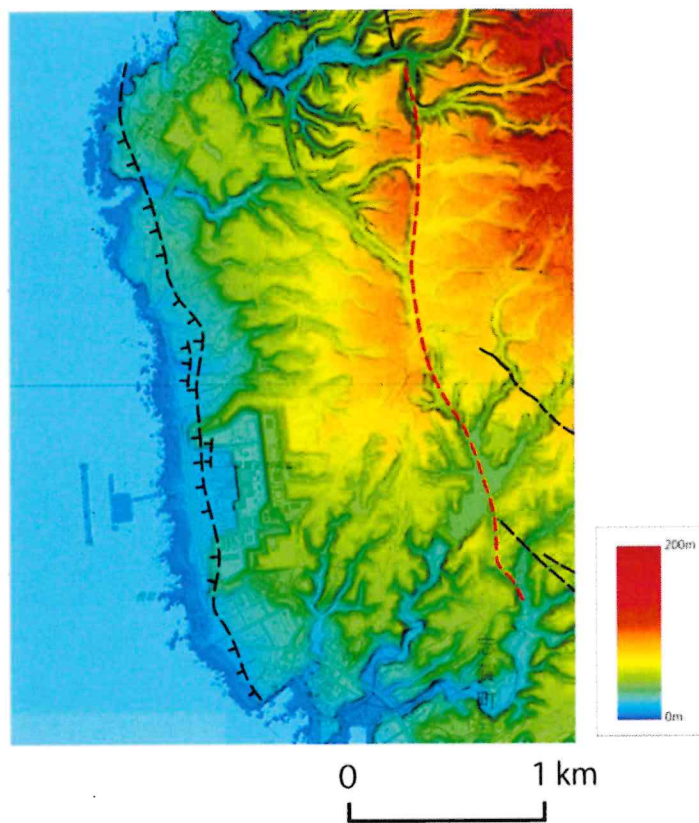
25 イ 2025年12月公表の国土地理院推定活断層の存在

また、当該義務に関係して、原子力規制委員会による新規基準適合

性に係る審査においては、2023年3月、「敷地に活断層はない」とする北陸電力の主張を妥当であると判断していたが、国土地理院は、2025年12月、原発施設直下を通る活断層の存在を公表した。

すなわち、国土地理院は、2025年12月、2万5000分の1活断層図を示し、志賀原子力発電所の敷地内真下を通過する、北北西—南南東に伸びる東上がりの長さ3キロメートル以上の活断層（「志賀町福浦（ふくら）港付近から赤住（あかすみ）に至る断層」）があること（下図参照。同図において当該断層は上下に伸びる点線（左側）で示されている。）、原子力規制委員会による新規制基準適合性に係る審査において当該断層の存在を示唆もしくは否定する地質データを確認できなかったことを明らかにしたものである（甲264 p16、p19～25、p30）。

このことは、原子力規制委員会の審査では判明しない敷地内活断層がまだあり得ることを示しており、同委員会の審査を通過すればよいとする考え方の誤りを端的に示すものである。



ウ 敷地内活断層があるかどうかを慎重に調査・検討すべき理由

5 以上のほか、①2016年4月27日に原子力規制委員会の志賀原発敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合が、S-1破碎帯は後期更新世以降に逆断層活動により変位したと解釈するのが合理的と判断する、S-2及びS破碎帯は後期更新世以降に逆断層として活動した可能性があるなどとする敷地内破碎帯の評価に関する報告書を取りまとめていたこと、②令和6年能登半島地震が発生して志賀原発にも耐震安全性上の看過できない影響や問題が複数認められたこと等、敷地内に活断層があることが疑わ

10 れる調査結果や事象が存在する。また、③北陸電力は、令和6年能登半島地震が連動型地震であることやその震源断層の連動性などについて想定していなかったこと、④地震学に限界あること（“三重苦の中にある地震学”）、⑤北陸電力のこれまでの断層認定にもいくつかの誤りがあったこと

等、これまでの北陸電力の調査が不十分でありその調査結果が信頼に値するものではなかったことも、明らかとなっている。

このように、志賀原発の敷地内断層が活断層であるかどうかをより慎重に重ねて検討すべき事情がある。

5 エ 小括

以上を踏まえれば、被控訴人ら及び北陸電力においては、「志賀原発の敷地内断層が活動性のない断層であることを確認すべき義務」として、他の原子力発電所の事業者より特に慎重な判断を要するところ、被控訴人ら及び北陸電力としては、原子力規制委員会の判断を待つまでもなく、自主的な調査・評価を行い、設置許可基準規則3条3項などへの不適合の疑いがある場合には、自主的な運転停止、新規制基準適合性に係る審査申請の取  
10 下げ等の措置を講じなければならない。

しかし、被控訴人ら及び北陸電力は、またしても2025年12月の国土地理院の上記断層を見落としたことなどからも明らかなおおりに、そのような措置を講じていないか又は極めて不十分な対応しか行っていない。被  
15 控訴人らに当該義務違反が認められる。

3 被控訴人らに「志賀原発の耐震重要施設については基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないことを確認すべき義務」違反が認められること

20 (1) 被控訴人らに当該義務が認められること

新規制基準においては、設計基準対象施設は耐震重要度に応じた地震力等が作用した場合においても当該設計基準対象施設を十分に支持することができる地盤に設け、当該地震力に十分に耐えることができるものでなければならないとしており、このうち耐震重要施設については、基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないものでなくてはならず、  
25 変形した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設

けなければならない、地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならないとしている（設置許可基準規則3条、同4条）。

5 これを受けて、原子力発電所を運営する事業者の取締役である被控訴人らにおいては、少なくとも、「志賀原発の耐震重要施設については基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないことを確認すべき義務」がある。

10 そして、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」の評価アプローチについて、さらに具体的に言えば、新規制基準においては、基準地震動の評価にあたって、敷地周辺及び敷地近傍において十分な調査を行い、考慮すべき地震の震源特性、震源から敷地基盤までの伝播特性、敷地の地盤増幅特性を把握して評価をし、基準地震動の策定をすることが求められているところ、  
15 これを受けて、被控訴人らにおいては、最新の科学的・技術的知見を踏まえて、敷地内および周辺の地質・地盤に関する十分な調査を行い、安全側に立ってそれら进行评估し、必要な措置を講じなければならない義務があるといえる。

## (2) 被控訴人らに当該義務違反が認められること

20 ア 原判決は、基準地震動の問題について、いくつかの重要な事実を見落としている。原判決がその「認定事実」から落とした事情のうち、当該義務に関連して、以下の事実が認められる。

(7) 北陸電力は、地震調査研究推進本部地震調査委員会による報告などを軽視し、能登半島周辺、特に志賀原発周辺の能登半島西岸沖について、必要な（海底）活断層調査はしていないこと（原告ら第38準備書面）

25 (i) 令和6年能登半島地震により各変圧器が故障したこと（これは認定事実としても挙げられている。）、そして、それによって1号機の変圧器が要求された耐震性を備えておらず、想定を下回る地震動によっても故障

したこと、1、2号機の変圧器に共通して、起こり得る地震（地震動）の想定やそれに対応する設計が極めて不十分であったこと（原告ら第38準備書面）

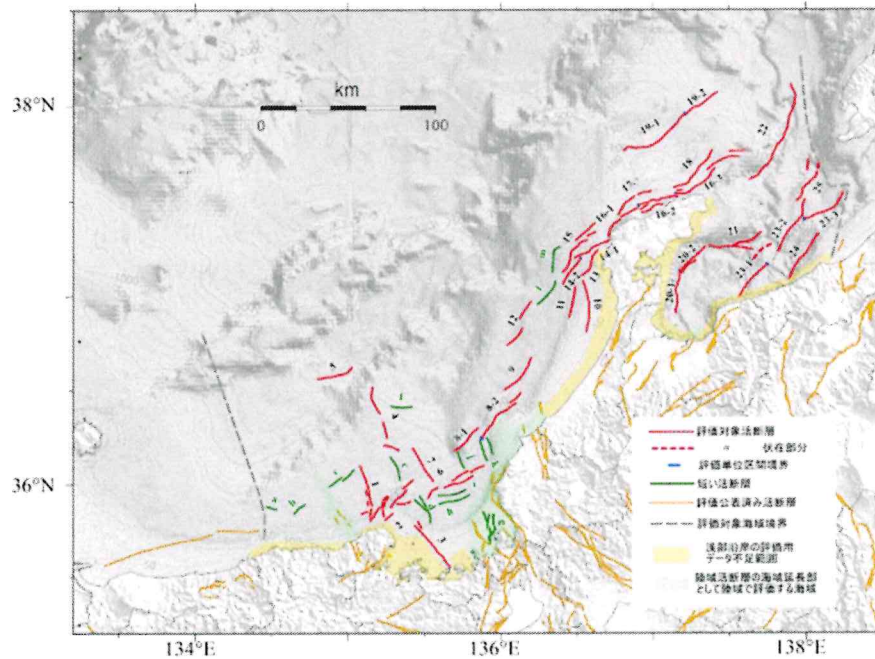
5 (ウ) 北陸電力は、令和6年能登半島地震前、笹波沖断層帯と猿山沖セグメントの連動及び海士岬沖断層帯と笹波沖断層帯の連動について、複数の調査結果や根拠を挙げてそれぞれ否定していたが、現実には、それらの断層が令和6年能登半島地震で連動したこと（原告ら第38準備書面）

イ 上記のとおり、被控訴人らにおいては、最新の科学的・技術的知見を踏まえて、敷地内および周辺の地質・地盤に関する十分な調査を行い、安全側  
10 側に立ってそれらを評価し、必要な措置を講じなければならない義務があるにもかかわらず、志賀原発周辺の能登半島西岸沖をはじめとする周辺の断層について必要な（海底）活断層調査をしていない。そして、広島大学大学院人間社会科学研究科（地理学）の後藤秀昭教授をはじめとする地震学者や地震調査研究推進本部地震調査委員会の資料（甲265）でも、能登半島西岸沖の範囲の評価用データが不足していると指摘されているにも関わらず（下図参照）、原子力規制委員会はその追加調査を北陸電力に対して求めている。

15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100 105 110 115 120 125 130 135 140 145 150 155 160 165 170 175 180 185 190 195 200 205 210 215 220 225 230 235 240 245 250 255 260 265 270 275 280 285 290 295 300 305 310 315 320 325 330 335 340 345 350 355 360 365 370 375 380 385 390 395 400 405 410 415 420 425 430 435 440 445 450 455 460 465 470 475 480 485 490 495 500 505 510 515 520 525 530 535 540 545 550 555 560 565 570 575 580 585 590 595 600 605 610 615 620 625 630 635 640 645 650 655 660 665 670 675 680 685 690 695 700 705 710 715 720 725 730 735 740 745 750 755 760 765 770 775 780 785 790 795 800 805 810 815 820 825 830 835 840 845 850 855 860 865 870 875 880 885 890 895 900 905 910 915 920 925 930 935 940 945 950 955 960 965 970 975 980 985 990 995

また、令和6年能登半島地震による変圧器故障の事実から志賀原子力発電所の施設や機器が基準地震動や機器ごとに必要な耐震性を満たす設計などが行われていない可能性が疑われるにもかかわらず、被控訴人ら及び北陸電力は必要な調査や措置を行わず、原発再稼働への準備を漫然と進めている。

被控訴人らのこれらの不作為は、最新の科学的・技術的知見を踏まえて、敷地内および周辺の地質・地盤に関する十分な調査を行い、安全側に立ってそれらを評価し、必要な措置を講じなければならない義務に違反する。



上図の黄色部分は、地震調査研究推進本部地震調査委員会により評価用データが不足していると指摘された範囲

5 4 結語

以上より、被控訴人らに「志賀原発の敷地内断層が活動性のない断層であることを確認すべき義務」違反が認められること、「志賀原発の耐震重要施設については基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないことを確認すべき義務」違反が認められることは明らかである。

10 上記のとおり、原判決は、これらに関し、重要な事実を見落とし、我が国の原子力事業の関連法規と全く整合しない解釈を採用してその判断を誤ったものであるところ、志賀原発の耐震安全性の問題につき生じる注意義務について明白な誤りがある。したがって、この点だけ見ても、原判決は速やかに破棄されるべきである。

15

第6 志賀原発周辺地域の避難計画の実効性欠如と善管注意義務違反

## 1 実効性ある避難計画があることを確認すべき注意義務があること

### (1) 原判決の判断

前記第4の1(1)で述べたとおり、原判決は、重大事故の発生に関連する善管注意義務の内容・程度及びその違反について2段階の判断基準を立てたが、  
5 そのうち1段目の判断基準を以下①のとおりとしている。

①「原子力発電所を設置・運営する電力会社の代表取締役は、重大事故を引き起こすことがないように原子炉施設の安全性について十分調査、検討し、安全性が確認できた場合に限り原子炉を運転し、重大事故の発生につながり得るような問題が存在する疑いがあるときは、重大事故の  
10 発生を未然に防止するため、その問題を解決することができるまで、又はその問題が存在しないことを確認できるまでは、原子炉の運転を控えるべき善管注意義務を負うというべきであり、仮にその問題を解決等することができる合理的な見込みがないときには、原子炉の運転(再稼働)を断念すべきである。」(p 39)

### (2) 実効性ある避難計画があることを確認すべき注意義務

15 ア 原判決は、重大事故の発生に関連する善管注意義務の内容を、重大事故を「発生」させないための調査・検討義務に限定しており、被害を「拡大」させないための調査・検討義務、具体的には志賀原発周辺自治体において実効性ある避難計画があることを調査・検討・確認する義務を含めていない  
20 (前記第4・1(2)ア)。

他方で原判決は、「原告らが主張するように、実効性のある避難計画が整備されていない状態で本件原子炉を再稼働することは、被告らの善管注意義務に違反し得るとしても、・・・」と述べているため(p 59)、実効性ある避難計画があることを調査・確認する善管注意義務があると解している  
25 余地もある。

イ いずれにしても、被控訴人ら取締役には、志賀原発周辺地域において実

効性ある避難計画が策定されているかどうかを十分調査、検討し、万が一志賀原発で重大事故が発生しても周辺地域の住民等が迅速に避難することができ、北陸電力に回復することができない損害が発生しないことが確認できた場合に限って志賀原発を運転すべき注意義務がある。

5           なぜなら、第1に、避難計画の内容と実効性は、志賀原発で事故が発生した場合に北陸電力に生じる損害の大小に直結するからである（原告ら第23準備書面p10～11）。

          第2に、現在の原子力規制や原子力災害対策の法体系は深層防護の徹底を求めており、新規制基準（第1～4の防護）と実効性ある避難計画（第10 5の防護）とが一体となって原発の安全性を確保しようとしている（原告ら第17準備書面）。実効性ある避難計画が策定されていなければ、原発は安全であるとは言えないのであり、そのような危険な状態で志賀原発を再稼働することは、北陸電力に回復することができない損害を与えてしまうおそれがあるからである（原告ら第23準備書面p11～12）。

15           2 実効性ある避難計画があることを確認すべき注意義務に違反していること

(1) 原判決の判断とその論旨

          ア 原判決は、「実効性のある避難計画が整備されていない状態で本件原子炉を再稼働すること」が被控訴人らの善管注意義務違反となり得るとの前提に立ったとしても、善管注意義務違反はないと述べる。その論旨と結論は以下のとおりである（p58～59）。

- 20           ① 「(適合性確認) 審査にはなお期間を要するものと見込まれるから、近いうちに再稼働する蓋然性があるとはいえない。」
- ② 「内閣総理大臣（当時）は、令和6年能登半島地震で得られた教訓を踏まえて自然災害と原子力災害との複合災害を想定した緊急時対応の取りまとめに取り組む旨表明」している。

25

          「各地方自治体も、令和6年能登半島地震の際に発生した被害を十

分に踏まえたより実効性のある地域防災計画の作成に取り組んでいるものと推察される。」

③ 上記①②より、「補助参加人が新規制基準適合性確認審査に合格して本件原子炉を再稼働する時点において、避難計画が実効性を欠いたまま

5

④ よって、「本件原子炉を再稼働するまでには、各地方自治体の実効性のある避難計画を整備しているものと期待することが不合理であるとまではいえず、被告らがそのように期待して本件原子炉の再稼働を目指すことが、直ちに善管注意義務に違反するものであるとは認められ

10

イ 要するに、実際に再稼働するのは将来の時点であり、当該将来の時点では実効性のある避難計画が整備されている可能性があるから、将来の整備を被控訴人らが期待することは不合理ではない。よって、控訴人らがそれを期待して現時点で再稼働を目指す行動をとることは、善管注意義務違反

15

ウ しかし、上記の論旨及び結論は誤りである。

上記論旨と結論を成り立たせている核心部分は、将来再稼働する時点で避難計画が実効性を欠いたままであるとは想定できないこと（上記ア③）と、その時点で実効性ある避難計画が策定されると取締役が期待することが不合理ではないこと（上記ア④）の2つである。そこで、以下ではその

20

2つに分けて、原判決の誤りを明らかにする。

(2) 原判決の誤り（1） 一将来も避難計画の実効性は欠いたままであると想定されること一

ア 原判決が、「避難計画が実効性を欠いたままであると想定することはできない」（上記(1)ア③）と認定した根拠は2つある。1つは、適合性審査には期間を要することであり（同①）、もう1つは、国が複合災害の対策の取

25

りまとめに取り組むことを表明し、地方自治体が令和6年能登半島地震の被害を十分に踏まえたより実効性のある地域防災計画の作成に取り組んでいるものと「推察」されること（同②）である。

イ まず指摘しておくべき原判決の誤りは、根拠なき「推察」に基づく事実認定である。

地方自治体が令和6年能登半島地震の被害を十分に踏まえたより実効性のある地域防災計画の作成に取り組んでいるとする証拠はない。原判決はそれを証拠もなく「推察」している。そして、そのような「推察」に基づき、将来の再稼働時に避難計画が実効性を欠いたままであると想定することはできないと認定しているのである。

ウ そしてその「推察」内容も誤っている。石川県が能登半島地震後3ヶ月間に行った初動対応業務について検証した2025年8月の報告書やその後の進捗状況によると、地震対策については検証されているが、複合災害としての原発事故の検討は全くなされていない（甲266）。それどころかこの報告書は、「孤立集落対策」の「改善の方向性」として、「孤立見込みを踏まえた対応方針等の整理」や「孤立が見込まれる集落における通信機材の配備、物資の備蓄」を挙げており（甲266 p5）、孤立集落をなくそうとするのではなく孤立集落が今後も発生し住民が逃げられないことを前提とした対策を立てようとしている。石川県は、原発事故発生時に孤立集落の住民が避難できないことを前提とした「対策」を立てており、  
あり、「令和6年能登半島地震の被害を十分に踏まえたより実効性のある地域防災計画の作成に取り組んで」などいないのである。

原子力規制委員会も、複合災害への対策を考えていない。すなわち、原子力規制委員会からの意見照会に対し、石川県、福島県、長岡市など6自治体から、自然災害と原発事故との複合災害を前提とするよう意見が出されていたにもかかわらず、原子力規制委員会はこれを完全に無視している

のである（甲267）。

エ また、避難計画の実効性は将来も大した改善は見込めない。

東日本大震災・福島第一原発事故から10年以上が経過しても、現在の  
ような避難計画しか策定されていない。また、志賀原発周辺の避難計画に  
5 実効性がないことが示された令和6年能登半島地震時の具体的な事象は、  
通信途絶、避難経路となる道路や橋の陥没・隆起・崩壊・がけ崩れ等によ  
る寸断、迂回路の通行不能、孤立集落の発生、モニタリングポスト欠測、  
港湾隆起・閉塞、交通渋滞等、広範囲かつ多数箇所が多岐にわたる。その  
ため、それらの解決には能登半島全体の道路・橋梁・港湾・空港・山林・  
10 通信・電力供給・救助態勢・交通規制等ありとあらゆる分野の全面的な見  
直しと補強が必要であり、孤立集落となると予想される集落の住民がこぞ  
って移住しなければ実効性ある避難計画が完成しないという事態もあり  
得る。今後、これらが解決して実効性のある避難計画が策定されることは  
ほとんど不可能であり、原判決の予想は希望的観測が過ぎる。

現時点では原判決の述べるとおり「避難計画が実効性を欠いたまま」で  
あり、実効性が備わる見込は具体的に立っていない。そして、将来も大し  
15 た改善は見込まれない。

オ したがって、将来も避難計画の実効性は欠いたままであると想定される  
のである。

20 (3) 原判決の誤り（2） 一実効性ある避難計画が策定されるとの期待が不  
合理であり、善管注意義務違反を免れないこと一

ア 上記のとおり、将来も避難計画の実効性は欠いたままであると想定され  
るから、実効性ある避難計画が策定されると期待することは不合理である。  
原判決の誤りとしてまずこのことが指摘できる。

25 令和6年能登半島地震で見られたように、建物が倒壊している状態での  
屋内退避は不可能であるし、倒壊のおそれがある中での屋内退避は危険で

あり現実的ではない。避難所に向かうまでの道路が寸断されている状態では避難所に集まること自体が不可能であり、道路の寸断を完全に防ぐことは現実的ではない。集落ごと孤立している状況では広域避難のしようがないのであり、地形的に集落の孤立を完全に防止すること自体は現実的ではない。

これらのことから、いかに避難計画が整備されようとも、もはや避難計画の整備では対応不可能な状況が発生することが明確になっている。したがって、避難計画の整備に期待するということは、東日本大震災や令和6年能登半島地震の被害状況から考えれば、不合理というほかない。

イ 次に、原判決は、本訴訟で主張も立証もされていない事実を前提として善管注意義務違反の有無を判断している。

原判決の上記(1)ア④の判示は、被控訴人らが、取締役として、再稼働するまでには各地方自治体の実効性のある避難計画を整備しているものと期待しているという事実を前提としている。

しかし、原審において被控訴人らは、避難計画の将来的な整備について期待していたという事実どころか、取締役会において避難計画の現状や将来の見通しについて検討したという事実すら一切主張していないし、当然それを立証してもいない。

このことから、原判決は、「被控訴人らが取締役として避難計画の現状や将来の見通しについて検討して将来の整備に期待するとの結論を出した」という当事者が主張立証していない事実を認定したうえで、その善管注意義務違反の有無を判断しているのである。

ウ さて、前記(2)で述べたとおり、実効的な避難計画は策定されようがないことが明らかとなっている。新規制基準適合性審査に合格したとしても、その時点で避難計画に実効性がない以上は、現時点で再稼働の見込が立たなくなったのも同然である。したがって、現時点で再稼働を決定し再稼働

のための準備行為を行うことは、志賀原発周辺地域において実効性ある避難計画が策定されているかどうかを十分調査、検討し、万が一志賀原発で重大事故が発生しても周辺地域の住民等が迅速に避難することができ、北陸電力に回復することができない損害が発生しないことが確認できた場合に限り志賀原発を運転すべき善管注意義務に違反する。

また、将来の再稼働の見込みが立たないのであるから、再稼働に向けた準備行為は、過去に行ったものは全て無駄であったし、現在行っているものや将来行うものも全て無駄である。再稼働に向けた準備行為を今後も行えば、今後費やされると見込まれる数千億円の費用が全て浪費に終わる。したがって、再稼働に要する費用に関連する善管注意義務の観点からも、再稼働に向けた準備行為は善管注意義務に違反する。

以上より、現時点で再稼働を前提とした判断を行い、再稼働に向けた行動をとること自体が、善管注意義務違反となる。

(4) 再稼働時に実効性ある避難計画が策定されている見込みがあるかどうかを現時点で調査・検討する注意義務に違反すること

上記(3)では、将来にわたり実効性ある避難計画が策定される見込みがないことから被控訴人らの善管注意義務違反を論じた。本節では、その見込みがあるか否かに関わらず、別の観点からやはり被控訴人らに善管注意義務違反があることを論じる。

ア 前記1(2)のとおり、被控訴人らは、万が一志賀原発で重大事故が発生しても周辺地域の住民等が迅速に避難することができ、北陸電力に回復することができない損害が発生しないことが確認できた場合に限り志賀原発を運転すべき注意義務を負う。

この注意義務を前提とすると、被控訴人らは、再稼働を行おうとする将来の時点で実効性ある避難計画が策定されている見込みがあるかどうかを、「現時点で」（正確に言うとは再稼働方針を決める度に）十分に調査・検

討する注意義務も負う。なぜなら、そのような調査・検討なしに漫然と再稼働のための準備行為を行えば、数千億円規模の費用をつぎ込んだのに実効性ある避難計画が策定されなかったため再稼働ができずそれらの費用が全て無駄となり、北陸電力に回復することができない損害を発生させてしまうからである。

したがって、被控訴人らは、まずは適合性審査が終了すると見込まれる時期がいつ頃であるかを調査・検討し、その時期に実際に実効性ある避難計画が策定されるかどうかを調査・検討しなければならない善管注意義務を負うのである。

イ しかし、被控訴人らは、それらの善管注意義務を尽くしていない。

まず、志賀原発の適合性審査が終了すると見込まれる時期について、被控訴人らがそれを調査・検討したとの主張は一切ない。被控訴人らの準備書面では稀に、当該書面作成時点での適合性審査の進捗を主張することはあったが（被告ら準備書面（5）～（7）、（11）等）、いつ終わるかを検討したとの主張はなく、被控訴人らは検討していないものと考えられる。

また、実効性ある避難計画がいつ頃になれば策定されるのかについて被控訴人らが調査・検討していないことは、被控訴人らの原審での主張から明らかである。すなわち、被控訴人らは準備書面（13）で、「地震、津波、火災あるいは道路啓開といった一般災害対策については、国及び地方公共団体において講じられるところである（る）」（p12）と述べた上で、被控訴人らと北陸電力が国及び地方自治体と相互に連携協力して「原子力災害対策の強化に継続的に取り組んでおり、今後も、令和6年能登半地震の知見を踏まえつつ対応することとしていることから、被告らに善管注意義務及び忠実義務違反はない。」と主張している。被控訴人らは、避難計画を策定する責任は国と地方自治体であるためその計画の実効性については調査も検討もしないことを前提とした主張をしているのである。

## 第7 再稼働に要する費用に関連する被控訴人らの善管注意義務違反

### 1 善管注意義務に違反する場合の判断基準

原判決は、再稼働に要する費用に関連する被控訴人らの善管注意義務について、  
5 「会社の取締役は、事業を行うか否か判断するに当たり、その事業の経済合理性  
について検討すべき善管注意義務を負い、これは原子炉を再稼働するか否かの判  
断においても同様である」と述べたが、それに続けて「経済合理性に関する判断  
は、・・・経営上の専門的判断に委ねられていると解される上、・・・補助参加人  
は、北陸エリアの電力需要の大部分に相当する顧客の需要に応ずる供給能力を確  
10 保すべき義務を負っているところ、・・・様々な発電方法を組み合わせたリスク  
ヘッジには合理性があり、・・・いかなる発電方法をどの程度採用するかについて  
相当程度の裁量を有する」と述べ、「本件原子炉の再稼働を目指す旨の意思決定は、  
その過程、内容に著しく不合理な点がない限り、取締役としての善管注意義務に  
違反するものではない」、との判断基準を示した（p 40～41）。

15 そして、控訴人らが主張した再稼働に要する費用に関する善管注意義務につい  
ては、かかる判断基準により、いずれも被控訴人らに善管注意義務違反があると  
は認められないと判示している。

しかし、かかる原判決が判示した基準に照らし被控訴人らの善管注意義務違反  
について検討する場合にも、取締役の意思決定の合理性については、その意思決  
20 定の「過程」及び「内容」において、①行為当時の状況に照らし合理的な情報収  
集・調査・検討等が行われたか、②その状況と取締役に要求される能力水準に照  
らし不合理な判断がなされなかったかという要素に基づいて、著しく不合理な点  
がないか検討されるべきである（原告ら第22準備書面p2）。そして、少なくと  
も後記2に述べる内容の善管注意義務について、被控訴人らが志賀原発の再稼働  
25 を目指す意思決定をした過程及び内容を検討すると、被控訴人らが「行為当時の  
状況に照らし合理的な情報収集・調査・検討等を行った」ものと認められないこ

とは明らかであり、その意思決定の過程に著しく不合理な点があったものというべきなのである。

## 2 被控訴人らの善管注意義務違反について

### (1) 善管注意義務クについて

5           ア 原判決は、控訴人らが、新規制基準に対応するための安全対策費について、損益予測の前提となるおよその金額を具体的な根拠資料に基づいて検討する義務があると主張した点につき、北陸電力の「特定重大事故等対処施設に関する費用を除く安全対策費は1000億円台後半」との見積もりは不合理ではなく、他の電力会社と比較して情報開示に消極的ではあるものの、北陸電力が、(安全対策費や損益予測等について) 検討を行っていないとまではいえず、善管注意義務違反があるとは認められないと判示している。

10           イ しかし、原審も述べているとおり、北陸電力が、そもそも「上記安全対策費の具体的な金額や特定重大事故等対処施設に関する費用について発表していない」こと、被控訴人らは、本件訴訟においても、再稼働を目指す意思決定を行うに至るまでに、新規制基準に対応するための安全対策費や特定重大事故等対処施設に関し、どの程度の工事や費用を想定し、いかなる根拠に基づき損益予測等を行ったのかについて、具体的な事情をほとんど明らかにしていないことに照らせば、被控訴人らが、再稼働を目指す意思決定を行う「過程」において、これらについて合理的な情報収集・調査・検討等を行ったものといえないことは明らかである。

20           ウ この点、被控訴人らは、2014年2月25日に開催された「第958回取締役会」(乙210)において、「原子力規制委員会に提出した申請書に記載した工事費及びその回収可能性について」検討したと主張している  
25           (被告ら準備書面(15) p21)。

          しかし、2020年2月26日付被告ら準備書面(2)において、被控

5 訴人ら自身が、特定重大事故等対処施設の内容は北陸電力において検討中であり、工事費用も未定であると述べている（p 5）。この主張に照らせば、上記「第958回取締役会」が開催された時点では、特定重大事故等対処施設の内容とその工事費用については何ら具体的なものが決定されてい

5 なかったものであり、当然、かかる費用等に基づく損益予測等についても具体的な検討がなされていなかったことは明らかといえる。

10 なお、北陸電力の「第958回取締役会議事録」（乙210の1、210の2）の内容を見ると、「志賀原子力発電所2号機 安全性向上工事の工事計画」について工事内容と費用が記載されているが、これは「特定重大事故等対処施設に関する費用を除く安全対策費」に関するものであると考えられ（被告ら準備書面（2）p 5）、やはり「特定重大事故等対処施設に関する費用」についての具体的な検討はなされていないものと考えられる。

15 そして、原判決も認定しているとおり、他の電力会社も特定重大事故等対処施設の設置費用を約1300億円から2400億円と見込んでいること（甲22～24、甲229）に照らせば、被控訴人らが、かかる数千億円規模が見込まれる費用について具体的な検討を行うことなく再稼働の意思決定をしていることは明らかであり、その意思決定の「過程」に著しく不合理な点があったものというべきである。

## (2) 善管注意義務ケについて

20 ア 原判決は、控訴人らが、被控訴人らには①原子炉を再稼働できる見込みがあるのか、②見込みがあるとして再稼働する場合と原子力発電事業から撤退する場合の損益予測を検討すべき義務があると主張した点について、①許認可を得られる見込がない又は乏しいとは認められず、許認可を得られる見込はあるとして再稼働を目指すことが著しく不合理とはいえないと判示するとともに、②北陸電力の売上高等に照らし、高額な安全対策費も、直ちに北陸電力において負担が困難なほど高額とまではいえない

25

し、電気料金の値上げにより安全対策費等の一部をまかなうことも可能であるなどと述べ、他方で、「原子力発電事業から撤退する場合の収支予測については、現実の収支を相当程度参照することが可能」とし、「(原子炉を稼働させていない) 令和3年度以降、(燃料調達費の増減等により) 経営の安定性が失われている」ことなどから、再稼働する場合と原子力発電事業から撤退する場合を比較して、撤退の場合が経済的合理性を有することが明らかとはいえず、再稼働を目指すことが著しく不合理とはいえないと判示している。

しかし、かかる原判決の判断は、原子力発電事業から撤退する場合が再稼働を目指す場合と比較して経済的合理性を有することが明らかとはいえず、被控訴人らの再稼働を目指す意思決定の「内容」が著しく不合理であるとは認められないと述べているに過ぎず、被控訴人らが、再稼働を目指す意思決定を行う「過程」において、かかる損益予測等につき合理的な情報収集・調査・検討等を行ったか否かについては判示していないものと考えられる。

イ そして、控訴人らは、被控訴人らに対し、再稼働又は撤退する場合の損益予測を検討したかを判断するために必要であることから、かかる損益予測等について具体的にどのような検討を行ったかを取締役会議事録等の資料提出と合わせて回答するよう求めたが(原告ら第9準備書面p22)、被控訴人らからは、何ら具体的な回答はなされておらず、検討がなされたことを示す取締役会議事録等の資料も提出されていない。

このことから、被控訴人らが再稼働又は撤退する場合の損益予測等について、合理的な情報収集・調査・検討等を十分に行ったものではなく、その意思決定の「過程」に著しく不合理な点があったことは明らかというべきである。

ウ この点、北陸電力の「第958回取締役会議事録」(乙210の1)には、

「工事費は多額であるが、1円/kwhの電気料金値上げを3年間実施すれば、投資額を回収できるレベルに相当する」などと記載があり、被控訴人らはこの限度で電気料金の値上げにより投資額を回収できることなどの検討を行っているようである（同議事録「1. 協議事項 第1項」）。

5           しかし、そもそも北陸電力を含む大手電力会社については、電気料金（規制料金）の値上げには経済産業大臣の認可が必要であり、必ずしも被控訴人らの想定どおりに認可がなされるものとは限らない。また、前述したとおり、志賀原発の特定重大事故等対処施設関連費用を含む安全対策費に関し、被控訴人らはその工事内容や費用はいまだ検討中であつた以上、具体的な金額を前提とした検討がなされたものとは考えられない。これらのこと  
10           を考慮すれば、被控訴人らが、上記取締役会において、再稼働又は撤退する場合の損益予測について、合理的な情報収集・調査・検討等を十分に行ったものとは考えられない。ここでも、意思決定の「過程」には著しく不合理な点があつたというべきである。

15           エ さらに、同議事録には「久和社長から・・・電気料金については、2号機の再稼働により燃料費増加分の約半分程度は回復できることから、想定どおりのスケジュールで再稼働すれば、電気料金の値上げを回避しつつ2号機投資額の回収も可能である旨の回答があつた」とも記載されており（同議事録「1. 協議事項 第1項」）、本件2号機が「想定どおりのスケジュール」  
20           で再稼働されることを前提とし、電気料金の値上げを回避しつつ投資額の回収も可能であるという限度で検討がなされたようである。

          しかし、原判決も「本件設置変更等許可申請は、補助参加人の目論見どおりには進んでいない」と述べているように、本件2号機の再稼働は被控訴人らの「想定どおりのスケジュール」では再稼働できない状況となつて  
25           いる以上、被控訴人らは、損益予測についてあらためて具体的に検討するべき義務があつたというべきである。ところが2014年2月25日に開

催された「第958回取締役会」以後に、被控訴人らがあらためて損益予測等について具体的な検討を行ったことを示す事情はない。したがって、被控訴人らは、この点についても合理的な情報収集・調査・検討等を行うことなく、再稼働を目指すという意思決定を行ってきたことは明らかであるから、その意思決定の「過程」に著しく不合理な点があったというべきなのである。

### (3) 小活

以上のおり、被控訴人らは、志賀原発の再稼働を目指す意思決定を行うに当たり、その事業に係る費用や経済合理性について検討すべき善管注意義務を負う事柄について、合理的な情報収集・調査・検討等を行ったものと認められないことは明らかであるから、その意思決定の過程に著しく不合理な点があったものというべきあり、この点について十分な検討を行うことなく被控訴人らの善管注意義務違反を否定した原判決の判断は見直されなければならない。

## 第8 再稼働に要する費用につき「回復することができない損害が生ずるおそれ」があること

### 1 回復することができない損害の意義にかかる原判決の判断

原判決は、『回復することができない損害』が生じる場合とは、性質上又は物理的に取締役によって処分された財産が取り戻すことができず、その取締役の賠償責任によってその損害が償われないような場合等を意味し、費用・手数等から考えて回復が相当困難な場合もこれに含まれるものというべきである。」と判示した（p 62）。これは正当な判断である。

### 2 再稼働に要する費用にかかる原判決の認定

また、原判決は、北陸電力が志賀原発の維持管理等に要する費用等として、毎年400億円から500億円程度を支出していること、安全対策費として一千億

円台後半が見込まれること、特定重大事故等対処施設の設置費用として他地域の原発では1300億円から2400億円が見込まれていること、重大事故発生の際の被害額がドイツにおいて5.9兆ユーロに上ると算定されていることを各々認定した。このことは、控訴人らの主張に沿うものであり、正しい。

5 3 原判決の誤り

もつとも、原判決は、原発は40～50年の長期運転で検査・点検の停止期間があることはそのビジネスモデルで当然想定されており、その性質上、短期間の収支のみをとらえて「回復することができない損害」が生ずるおそれがあるかについて論じる意義は乏しいとして、あたかも、控訴人らが問題とする再稼働のための費用が、原子力発電事業においては織り込まれているものであるかのうように判示した（p62～63）。

このことは、以下の理由により不当であり誤っている。

(1) 短期間の収支ではない

15 志賀原発は、東日本大震災及び福島第一原発事故発生の影響により2011年3月に運転を停止し、敷地内活断層の存在や令和6年能登半島地震発生等の影響もあり、その停止期間は運転可能期間の4分の1から3分の1にも相当する15年を超えている。このような志賀原発をめぐる状況について「原子力発電事業のビジネスモデル」と評した上で「短期間での収支のみをとらえて」と断じる原判決は、明らかに誤っている。

20 (2) 「ビジネスモデル」で想定されていない莫大な費用がかかっている

そして、志賀原発のうち2号機のみで「1000億円台後半」とされている安全対策費は、その建設費（3700億円）の4から5割にも相当するほか、1、2号機（志賀原発）の維持管理費を年間450億円とすれば、運転が停止していた15年で6750億円となり、これだけで志賀原発全体の建設費（約6552億円）を超えている（甲268）。原判決の言う「原子力発電事業のビジネスモデル」として、北陸電力が建設当初よりこれらの費用を

織り込んでいたわけもなく、その費用相当分の損害が発生することが強く推認される。

また、現時点においても、志賀原発の適合性審査合格の見通しは立っておらず、再稼働までに更に時間を要するのであり、年々損害額が拡大していく。

5 他方で、被控訴人らから、その推認を覆す事情、すなわち、志賀原発を再稼働することによってこれらの費用を回収できるというような事情は何ら示されていない。

### (3) 回復することができない損害が生ずる「おそれ」がある

10 会社法360条の差止めの要件として求められているのは、「回復することができない損害」ではなく、「回復することができない損害が生ずるおそれ」である。被控訴人らが漫然と2号機の再稼働を決めたことによって、北陸電力に「回復することができない損害が生ずるおそれ」があることは優に認定できるのであって、この点での原判決の誤りは明らかである。

### 4 付言（重大事故と避難不可能による「回復することができない損害」）

15 なお、原判決は、北陸電力に生じる損害について、「再稼働準備行為及び再稼働による損害」のみを検討しているが、「重大事故発生による損害」ないし「周辺住民の避難不可能による損害」がそれぞれ「回復することができない損害」にあたることが明らかであることを、念のため付言しておく。

## 第2章

### 第1 本章の構成

本章は、原判決「事実及び理由」第3「当裁判所の判断」2項以下の争点に対する判断の順に即して、控訴理由を述べるものである。

5

第2 同2「争点1（本件対象行為が取締役としての善管注意義務、忠実義務又は法令順守義務に違反するか）について」（p38～62）

1 同(1)「判断基準」（p38～39）

(1) 同ア「原告らの主張の整理」（p38～39）

10

第1章第2記載のとおり。

(2) 同イ「重大事故の発生に関連する義務について」（p39～40）

第1章第4記載のとおり。

(3) 同ウ「再稼働に要する費用に関連する義務について」（p40～41）

第1章第7記載のとおり。

15

2 同(2)「原告らの主張する善管注意義務アについて」（p41～43）

(1) 新規制基準に適合するだけでは義務を尽くしたことはない

20

ア 原判決は、志賀原発が新規制基準に適合しているかを検討し、新規制基準で求められている安全対策を実施することをもって、控訴人らがいう、志賀原発で福島第一原発事故と同様の事故が発生しないかの検証や、同様の事故を発生させないための対策は果たされるというべきであると判示する。

イ しかし、新規制基準の不合理性は、後記14記載のとおりであり、新規制基準に適合するようになれば同様の事故が発生するおそれはないもの  
と考えることは不合理である。

25

(2) 2011年の善管注意義務違反は治癒されていない

ア 原判決は、福島第一原発事故の直後である2011年3月30日の取締

役会において、志賀原発の再稼働を目指すのか否かについて、ゼロベースでの検討や協議がされたことはいかかわらず、結論ありきとの評価を受けてもやむを得ないと判示しつつも、口頭弁論終結時においては、新規制基準が策定され、改正されていることなどから、被控訴人らに法令等に違反する行為をし、又はするおそれがあるとは認められない旨判示する。

イ 上記判示のうち、福島第一原発事故の直後である2011年3月30日の取締役会において、志賀原発の再稼働を目指すのか否かについて、ゼロベースでの検討や協議がされたことはいかかわらず、結論ありきとの評価を受けてもやむを得ないという部分は妥当な判断であるところ、少なくとも同日時点では、被控訴人らに善管注意義務等違反が認められることは原判決も異論がないと考えられる。

そうであるならば、その後の取締役会等において、志賀原発の再稼働を目指すのか否かについて、ゼロベースでの検討や協議がされなければ、被控訴人らの善管注意義務等違反の状態は治癒されていないというべきであるところ、被控訴人ら及び北陸電力においてそのような立証は一切なされていない。かかる被控訴人らの義務違反は、原判決がいうように単に新規制基準が策定されたことなどをもって治癒されるものではない。

### 3 同(3)「原告らの主張する善管注意義務イについて」(p43)

(1) 原判決は、被控訴人らにおいて、新規制基準により原子炉の設計に当たり想定することが求められている事象を超えて、志賀原発でどのような重大事故が発生する可能性があるか想定・分析する義務があるとはいえないと判示する。

(2) しかし、控訴人らが主張する重大事故発生時における被害想定は、新規制基準の内容とはなっておらず、原判決は、その前提を誤っている。後記4記載のとおり、企業経営において、リスク・ベネフィット分析は、経営戦略やリスクマネジメントの根幹をなす概念であるところ、被害想定を行わなけれ

ば、上記分析を行うことができず、これに基づいた意思決定を行うことができないことから、重大事故発生時における被害想定を行わなければ、善管注意義務等違反が認められるというべきである。

5 (3) 被控訴人ら及び北陸電力は、原審において、志賀原発の重大事故発生時における被害想定を行っているか否かを明らかにしていない。仮に、重大事故発生時における被害想定を行っているのであれば、その内容を明らかにすべきである。

#### 4 同(4)「原告らの主張する善管注意義務ウについて」(p 43～44)

10 (1) 原判決は、被控訴人らには重大事故が発生する確率等を検討すべき義務がある旨の控訴人らの主張に対し、新規制基準において求められるPRA(事故シーケンスの選定のためのPRA)のほかに重大事故が発生する確率等を検討すべき義務を負うものとはいえない旨判示する。

15 (2) 企業経営において、リスク・ベネフィット分析は、経営戦略やリスクマネジメントの根幹をなす概念であり、企業は、事業展開や投資における「不確実性(リスク)」(=発生確率×被害規模)と、それによって得られる「期待リターン・便益(ベネフィット)」(=発生確率×便益)のバランスを評価し、意思決定を行うのが通常であるが、原判決が認定するとおり、新規制基準においては、確率論的リスク評価は、事故シーケンスの選定のためにしか用いられておらず、再稼働の要件とされていない。

20 原発の重大事故の確率論的リスク評価は、発生確率について想定を超える自然災害やテロといった「未知の複合要因(不確実性)」と人的ミスや機器の複雑な連鎖による「未解明な事故シナリオ」を網羅的かつ数値化することが極めて困難であるという問題があり、また、被害規模についても保険会社が引き受けられない程に大規模で想定が困難であるという問題がある。

25 しかし、評価が困難であることは義務がないことを意味しない。リスク・ベネフィット分析を行うことが困難であり、被害規模が企業を経営破綻させ

るようなリスクが排除できない場合には、その選択を採ることができないことは企業経営の当然の理である。

5 原判決が認定するとおり、北陸電力は、北陸エリアで安定的に電力を供給すべき義務を負っているところ、志賀原発で重大事故が発生したときは、北陸電力が経営破綻し、上記義務を果たせなくなることは明らかであるから、北陸電力の取締役である被控訴人らとしては、新規制基準が確率論的リスク評価を再稼働の要件としていなくとも、志賀原発の再稼働の是非を判断するために、重大事故が発生する確率等を検討すべき義務があるというべきであり、この点で原判決には誤りがある。

10 (3) 被控訴人ら及び北陸電力は、原審において、志賀原発で重大事故が発生する確率等を検討しているかどうかを明らかにしていない。仮に、重大事故の発生確率が無視できる程度に低いというのであれば、その算定根拠を明らかにすべきである。

5 同(5)「原告らの主張する善管注意義務エについて」(p 44)

15 (1) 原判決は、他の原子力事業者の原発が事故を発生させることにより、北陸電力の株価が大きく下落することがあり得るとしても、株価が下落したまま回復しないかどうかは明らかでなく、北陸電力に回復することができない損害が生ずるといえるかは疑問であること、また、株価の下落により損害を被るのは主に北陸電力の株主であり、その多くが志賀原発の再稼働を容認していることを理由として、被控訴人らに、他の原子力事業者の原発が事故を発生させる可能性について検討すべき義務があるとはいえず、こうした検討をしないことが善管注意義務違反にあたるとはいえないとしている。

20 (2) しかし、まず、北陸電力に回復することができない損害が生ずるといえるかは疑問であるという点については、他の原子力事業者の原発が事故を発生させることにより、北陸電力の株価が大きく下落すれば、資金調達に支障が生じ、北陸電力に回復することができない損害が発生することが強く推認さ

れる。

他方で、被控訴人らから、その推認を覆す事情、すなわち、資金調達に支障のないまま下落した株価が回復するというような反証が何らなされていないことからすれば、北陸電力に「回復することができない損害が生ずるおそれがある」ことは優に認定できるのであって、原判決の誤りは明らかである。

5

10

- (3) また、北陸電力の株主の多くが志賀原発の再稼働を容認しているということをもって被控訴人らの善管注意義務違反を否定している点については、会社法360条の差止請求権が、多数派株主や取締役の権限濫用に対して多数派でない株主がとりうる手段の一つとして認められた権利であり、かつ、差し止めの対象となる取締役の法令違反行為には、善管注意義務違反も含まれると解されていることに真っ向から反するものであり、原判決の誤りは明らかである。

15

- 6 同(6)「原告らの主張する善管注意義務オについて」(p44～46)  
第1章第5記載のとおり。

20

- 7 同(7)「原告らの主張する善管注意義務カについて」(p46～47)

- (1) 原判決は、使用済み核燃料には、運転中に生成、蓄積された核分裂生成物が存在し、崩壊熱を発生させるものであるが、その崩壊熱は炉心にある核燃料と比べると小さいことから、水中で貯蔵すれば崩壊熱は十分除去されるとして、冠水状態を維持するためのプール及び補給水設備をSクラスとし、冷却設備をBクラスとすることが明らかに合理性を欠いており、被控訴人らにおいて新規制基準の合理性に疑問を抱くべきであるということとはできないと判示する。

25

- (2) しかし、原判決は、福島第一原発4号機使用済み核燃料プールで重大事故が発生して東日本が壊滅するという最悪シナリオが想定されていた(甲2)という重要な事実を考慮しないものであり、不当である。使用済み核燃料の崩

壊熱は、炉心にある核燃料と比べれば小さいが、元の値が膨大であるため、これを除去しなければ、燃料ペレットや燃料被覆管の温度が上昇を続け、溶解や損傷、崩壊が起こってしまうことに変わりはない。また、使用済み核燃料プールは、原子炉とは異なり、格納容器に格納されていないことから、重大事故発生時に放射性物質の放出を「閉じ込める」機能に期待することはできない。以上の各事実を踏まえれば、使用済み核燃料プール乃至使用済み核燃料の安全性を図る上で、冷却設備をBクラスに留め置くことに合理性は認められない。

8 同(8)「原告らの主張する善管注意義務キについて」(p 47～48)

10 (1)ア 原判決は、現時点で、志賀原発が再稼働できるめどは立っておらず、近いうちに使用済み核燃料の再処理が必要な状況にあるとは認められないと判示する。

イ しかし、被控訴人らは、使用済み核燃料の再処理を前提として、志賀原発の再稼働を目指しているのであるから、志賀原発が再稼働できるめどが立っていないことをもって、使用済み核燃料の再処理ができない場合の対処方法を検討すべき義務を免れるということとはできない。

15 (2)ア 原判決は、再処理の仕組みからすると、特段の事情がない限り、電力会社の代表取締役において、再処理の計画が実施されない場合を想定すべき義務や、納付すべき拠出金を納付しているにもかかわらず使用済み核燃料の受入れを拒まれる場合を想定すべき義務を負うとは解することができず、一件記録を精査しても、前記特段の事情は見当たらない旨判示する。

20 イ しかし、六ヶ所再処理工場の当初の完成予定は1997年であり、原判決が指摘するとおり完成予定は繰り返し延期されており、当初の完成予定から30年近くが経過してもなお完成の見通しすら立っていない状況は、まさしく前記特段の事情に当たるといふべきである。

9 同(9)「原告らの主張する善管注意義務クについて」(p 48～49)

第1章第7記載のとおり。

1 0 同(10)「原告らの主張する善管注意義務ケについて」(p 49～51)

第1章第7記載のとおり。

1 1 同(11)「原告らの主張する善管注意義務コについて」(p 51～52)

5 (1) 原判決は、志賀原発の再稼働は、エネルギー構成の点、原子力に関する産業基盤や技術の途絶、人材の不足を防ぐ目的の点から政府の第7次エネルギー基本計画に沿うこと、増加が見込まれる今後の電力需要に応えることから、電気の安定供給のために志賀原発の再稼働を目指すことは善管注意義務に違反するものではないと判示する。

10 (2) しかし、原判決のいう原子力に関する産業基盤や技術の途絶、人材の不足を防ぐ目的は、商業用原子炉を稼働させることでしか達成できないものではなく、実験用原子炉でも実現可能な目的であり、被控訴人の善管注意義務の有無を左右するものではない。

15 (3) また、今後の電力需要に応えることは大切な目的ではあるものの、周辺住民の生命・身体・財産を危険にさらしてまで商業用原子炉として再稼働させる必要性はなく、水力や再生可能エネルギー等の当該発電施設周辺住民の生命・身体・財産への危険性が少ない他の電源によって代替しうるか否かを検討すべきことは当然に電力会社の取締役の善管注意義務に含まれるのであって、裁判所はその検討結果を踏まえて取締役の善管注意義務違反の有無を判  
20 断すべきものである。ところが、原判決は何らそのような検討結果を踏まえず、今後の電力需要に応えるために志賀原発の再稼働を目指すことは善管注意義務に違反しないと判示しているにすぎず、判断過程に飛躍があり誤っている。

1 2 同(12)「原告らの主張する善管注意義務サについて」(p 52)

25 (1) 原判決は、政府の第7次エネルギー基本計画では再生可能エネルギーと原子力の双方を最大限活用していくことが極めて重要とされており、被控訴人

らが水力発電に加えて志賀原発の再稼働を目指すことは同計画に沿うものであり、善管注意義務に違反するものではないと判示する。

(2) しかし、原発事故時の被害の甚大さ、すなわち会社に生じる損害の甚大さを踏まえれば、原子炉の再稼働はあくまでもその安全確保が大前提である。

5 (加えて発電単価の点で原子力の優位性が認められない現在では、) より安全な電源を利用してエネルギー需要を満たし得るのであれば、これを優先的に利用することは政府のエネルギー基本計画と何ら矛盾するものではない。ところが、原判決は、抽象的に再生可能エネルギーと原子力の双方を最大限活用すべきとの政府の方針に沿うものと述べるにすぎず、具体的に安全性や  
10 コスト等を踏まえて取締役の善管注意義務の有無を判断しておらず、判断過程に飛躍があり誤っている。

### 1 3 同(3)「原告らの主張する善管注意義務シについて」(p 5 2～5 3)

(1)ア 原判決は、新規制基準に基づき必要な安全対策を実施し、新規制基準適合性確認審査の結果に従えば、重大事故が発生して外部に放射性物質が放  
15 出されることはなく、ひいては、国民の生命、健康及び財産並びに社会環境に配慮していることになる旨判示する。

イ しかし、新規制基準の不合理性は、後記 1 4 記載のとおりであり、新規制基準に適合すれば、重大事故が発生して外部に放射性物質されるおそれがないという判断は誤りである。

20 (2)ア 原判決は、原子力発電を容認する一般市民もまた多数存在することから、志賀原発の再稼働を目指すことが、社会環境への配慮に関して被控訴人らの善管注意義務に違反するとは認められない旨判示する。

イ しかし、原子力発電を容認するか否かの判断を行うにあたっては、判断に必要な情報が十分に提供されていることが重要であるところ、被控訴人  
25 ら及び北陸電力においては、志賀原発の再稼働にとって不都合な重大事故発生リスクや再稼働に要するコストに関する詳細な説明を行わないまま、

再稼働に都合の良い情報しか市民に提供しておらず、社会環境に配慮する義務を果たしているとは到底認められない。

#### 1 4 同(14)「原告らの主張する善管注意義務スについて」(p 5 3～5 7)

##### (1) 原発に求められる安全性について

5 ア 原判決は、控訴人らが「絶対的安全性」を要求しているという理解を前提として、「絶対的安全性」を追求していない新規制基準の考え方が合理性を欠くとはいえない旨判示するが、控訴人らの主張の理解を誤っている。

原判決は、伊方原発訴訟最高裁平成4年10月29日判決(民集46巻7号1174頁)調査官解説(以下、最高裁判決を「伊方最判」、調査官解説を「伊方調査官解説」という。)が「一般に、科学技術の分野においては、絶対的に災害発生の危険がないといった『絶対的な安全性』というものは、達成することも要求することもできないものといわれて」いると指摘する  
10 ところの「絶対的安全性」を控訴人らが主張していると理解しているようであるが、控訴人らの主張は、上記の意味での「絶対的安全性」を主張するものではなく、新規制基準の要求事項では原発に求められる安全性が担保  
15 されないと主張するものである。

イ 原発に求められる安全性とは、重大事故が万が一にも起こらないようにするための安全性であり、このように解することは、伊方最判が「万が一にも災害が起こらないようにする」と述べた趣旨にも合致するものであり、  
20 他方、伊方調査官解説が指摘する意味での「絶対的安全性」を求めるものではない。

##### (2) 新規制基準の策定経過について

ア 原判決は、「国及び原子力事業が安全神話に陥り、福島第一原発事故を防止することができなかつたことを真摯に反省した上で、原子力事故の発生  
25 を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならない」という原子力基本法2条3項を引用し、あたかも新規制基準が上記のように

策定されたものであるかのような判示を行っているが、誤りである。

イ 福島第一原発事故により、原発の安全審査指針類の重大な欠陥が明らかになった（原子力安全委員会委員長の班目春樹氏によれば、日本の安全審査は、致命的に遅れ30年前の技術水準であった）ことから、二度と同じ過ちを繰り返さないよう真相究明を通じた抜本的な対策が必要不可欠であったにもかかわらず、新規制基準策定にあたっては、原発の再稼働が最優先され、原因究明がなおざりにされ、拙速極まりない策定経過により、根本的な欠陥が放置されてしまった結果、原発の安全性を担保するものではなくってしまった。新規制基準は、2012年10月25日の初会合から2013年2月6日の会合までの実に4か月に満たない短期間で作成され、批判的なパブコメに対しても真摯に向き合うことないまま制定されたものである。

原子力規制委員会は、福島第一原発事故の原因が究明されていないにもかかわらず、また、福島第一原発事故地震原因説等に相当の合理的理由があるにもかかわらず、福島第一原発事故の原因は津波であると決めつけてしまい、その結果、地震対策の見直しを怠り、地震の影響に対する過小評価は、基準地震動の想定のがさ、地震に伴う共通要因故障を想定しない、地震の影響を受ける可搬型設備による人的対応に依存した過酷事故対策等、新規制基準の脆弱性に直結している。

(3) 立地審査指針の適用を排除していることについて

ア 原判決は、立地審査指針は、原子炉が十分に公衆から離れていることを求めているが、これは、新規制基準の施行以前においては、重大事故等対策が推奨されるにとどまっていたことを踏まえて定められたものであり、新規制基準では重大事故等対策が必須のものとされたから、前提が異なっており、新規制基準が立地審査を適用しないことが明らかに合理性を欠くとはいえないと判示する。

イ しかしながら、深層防護の思想からは、隔離要件を定める立地審査と重大対策は、独立した層をなすものであり、相互に独立してそれぞれ十分に対策されなくてはならない。立地における安全審査は、重大事故が起きて周辺に放射線被害が生じうることを前提に、周辺住民の安全を確保するための措置であるのに対し、重大対策は、重大事故が起きないようにするための対策であって、重大対策の有効性評価によって立地審査を代替しうるものではない。原発の周辺住民の安全を確保するためには、大規模損壊を想定の上、立地の段階で原子炉と周辺住民とを十分隔離することが確保されていることが必要である。

そのため、原子力規制委員会の田中俊一（初代）委員長は、2012年11月14日に行われた記者会見において、立地審査指針の改定及びバックフィットの必要性に言及していたのである（甲95）。

(4) 設計基準において多様性を要求していないことについて

ア 原判決は、新規制基準は、多様性を必須のものとはしていないが、独立性を必須のものとするにより、複数の系統又は機器が同時に機能を失うことがないようにすることを求めており、これが明らかに合理性を欠くとはいえないと判示する。

イ 「多様性」と「独立性」とは、以下のとおり、明確に異なる概念であり、本来は、「独立性」が「多様性」を包摂するものではない。

「多様性」とは、同一の機能を有する二以上の系統又は機器が、想定される環境条件及び運転状態において、これらの構造、動作原理その他の性質が異なることにより、共通要因又は従属要因によって同時にその機能が損なわれないことをいう（設置許可基準規則第2条第2項第18号）。

「独立性」とは、二以上の系統又は機器が、想定される環境条件及び運転状態において、物理的方法その他の方法によりそれぞれ互いに分離することにより、共通要因又は従属要因によって同時にその機能が損なわれな

いことをいう（同項第19号）。

ウ しかしながら、原告ら第21準備書面で主張したとおり、設計基準において多様性を求めることを明確にする旨の規定が削除された理由は、現行の定義を前提とすれば多様性を独立性に対して不足するものとして要求することは論理矛盾であるという形式的な理由に基づくものである。新規制基準検討チームの会合の当初から、福島第一原発事故の教訓として多重性だけではカバーしきれない「多様性の不足」が指摘され、設計基準における多様性の要求が検討課題となり、多様性の適用に係る考え方が整理され、これに基づく基準案まで策定されたにもかかわらず、僅か一人の専門家による質問のみによって、実質的な議論は何もないままに新規制基準への導入が見送られたのである。

設計基準において多様性を求めることを明確にする旨の規定が削除された実質的な理由は、コストの問題であると考えられる。福島第一原発事故の教訓として指摘された「非常用交流電源の冷却方式、水源、格納容器の除熱機能、事故後の最終ヒートシンク、使用済燃料プールの冷却・給水機能の多様性の不足」（甲98・5頁）、これらについて全て設計基準において対応しようとする多額の費用がかかるため、設計基準ではなく、比較的安価な重大対策で対応するものとしたと考えられ、深層防護の考え方に反する不合理なものである。

(5) 外部電源の重要度分類について

ア 原判決は、外部電源について、新規制基準は、原発の外にある長大な電線路等について高い信頼性を確保することは不可能であるとして、外部電源の喪失を想定し、非常用ディーゼル発電機や、電源車、電源がなくても駆動する原子炉隔離時冷却ポンプ、代替高圧注水設備の整備等を求めているところ、これはIAEAの安全要件に沿ったものであり、明らかに合理性を欠くとはいえないと判示する。

イ しかし、外部電源系の供給施設がたとえ原子炉施設外にあるとしても、  
いずれも電力会社が所有し管理する施設であることに変わりはない。たと  
え他の電力会社の設備を利用する形であるとしても、相互の協力体制を確  
立することによって、外部電源系の供給施設についても、高い信頼性を確  
保することは可能である。

また、原子炉施設周辺に限定されない箇所においても、コストをかけれ  
ば、高い信頼性と安全性を確保することは可能である。

日本では、欧州や米國中東部と比べると、地震のリスクは比較にならな  
い程高い。そのような地域性に鑑みても、外部電源の耐震重要度分類をC  
クラスから高めて地震による全交流電源喪失のリスクを可能な限り低減  
させることこそが合理的というべきである。

(6) 使用済み核燃料プールの冷却設備の重要度分類について  
前記7記載のとおり。

(7) 特定重大事故等対処施設の位置付けについて

ア 原判決は、控訴人らの主張について、「特定重大事故等対処施設等が可搬  
設備のバックアップと位置付けられており、基準地震動を超える頑健性を  
要求していないこと」を挙げているが、控訴人らの主張は、上記のとおり  
特定重大事故等対処施設が基準地震動を超える頑健性を要求していない  
ことを指摘しているだけでなく、そもそも特定重大事故等対処施設の設置  
が再稼働の要件となっていないことを指摘するものである。

イ 特定重大事故等対処施設は、福島第一原発事故の教訓として、テロや想  
定外の事態への脆弱性を踏まえ、新規制基準で設置が義務付けられた重要  
施設である。

新規制基準は、当初、特定重大事故等対処施設の設置期限について、新  
規制基準施行後5年以内の2018年7月7日までと定めていた。これは、  
特定重大事故等対処施設の設置を再稼働の要件とはしないものの、その重

要性に鑑み、再稼働の有無に関わらず、早期の設置を求めるものであった。

しかし、その後、原子力規制委員会は、2015年、各原発において特定重大事故等対処施設の設置が間に合わないと見るやその実情に規則を合わせる形で、設置期限を「工事計画認可後5年以内」と新規制基準を改正した。

そして、原子力規制委員会は、建設業界の労働力不足等を理由に「工事計画認可後5年以内」の特定重大事故等対処施設の設置も間に合わない事例が多発していたことから、2026年4月には、「工事計画認可後5年以内」の期限をさらに延長し、「運転開始から5年以内」と新規制基準を改正した。

上記のような特定重大事故等対処施設の設置期限の度重なる延長は、電力会社の都合に合わせて安全性を軽視する原子力規制委員会の姿勢を端的に示すものである。

福島第一原発事故の教訓を踏まえれば、特定重大事故等対処施設の設置を再稼働の要件としない新規制基準は不合理であると認められるが、この点を措くとしても、原子力安全に関する新たな知見・技術が発明された等の事情がないにもかかわらず、単に電力会社の都合・実情に合わせるだけの目的で特定重大事故等対処施設の設置期限を延長した新規制基準が不合理であることは明らかであり、かかる不合理な改正新規制基準に依拠して、当初は2018年7月7日までに設置が義務付けられていた特定重大事故等対処施設を設置しないままに志賀原発を再稼働しようとする被控訴人らの行為には、善管注意義務等違反が認められる。

15 同(15)「原告らのその他の主張について」(p 57～61)

(1) 同ア「避難計画の不備について」(p 57～59)

第1章第6記載のとおり。

(2) 同イ「基準地震動について」(p 59～60)

第1章第5記載のとおり。

(3) 同ウ「主張立証責任について」(p 60～61)

ア 原判決は、本件は、被控訴人らと北陸電力との関係（善管注意義務違反等の有無）に関する訴訟であり、原子力発電所の周辺住民が人格権侵害等の損害を被るおそれがあるかが主たる争点となる類型の訴訟とは争点が異なるから、証拠が被控訴人ら及び北陸電力に偏在しているとはいえず、被控訴人らにおいて、まず新規制基準の合理性等を立証しなければならないとする実質的な根拠はない旨判示する。

イ しかし、原判決が指摘するとおり、本件の審理の対象である、被控訴人らが善管注意義務等に違反する行為をし、又はするおそれがあるかについて判断する前提として、志賀原発の安全性や新規制基準の合理性等に関する被控訴人らの認識が問題となるところ、かかる被控訴人らの認識について、少数株主である控訴人らが証拠を收拾することは困難であり、証拠は被控訴人ら及び北陸電力に偏在しているといえる。

被控訴人ら及び北陸電力は、新規制基準適合性審査の申請を行うにあたって、前提として新規制基準の合理性等を検討すべきであり、上記証拠の偏在からすれば、被控訴人らにおいて、新規制基準の合理性等を検討した事実を立証すべきである。

ウ 原審において、被控訴人ら及び北陸電力が提出した取締役会議事録その他の証拠からは、新規制基準の合理性等について実質的に検討した形跡は認められず、被控訴人らの善管注意義務等違反が認められる。

(4) 同エ「被告金井の専門的知見について」(p 61)

第1章第4・2(4)記載のとおり。

(5) 同オ「その他」(p 61)

第1章第3記載のとおり。

16 同(16)「小括」(p 61～62)

第3章記載のとおり。

第3 同3「争点2（本件対象行為を行うことにより、補助参加人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるか）について」（p62～63）

5 第1章第8記載のとおり。

## 第3章

### 第1 個別の善管注意義務違反について

5 以上のおおりに、志賀原発の再稼働を決定するにあたって、被控訴人らが、第1章第4の5で述べた「再稼働ありきを排除した検討義務」及び「過去に遡ってデータの捏造・隠ぺいがないかどうかの調査義務」並びに「善管注意義務アないしス」等の個別の善管注意義務のいずれにも違反していることは明らかである。

### 第2 総合考慮による善管注意義務違反について

10 また、以下のおおりに、個別の善管注意義務違反を基礎づける諸事情を総合考慮した場合にも、被控訴人らに善管注意義務違反が認められることは明らかである。

#### 1 被控訴人らが考慮すべき諸事情

第1章でも述べたとおりに、被控訴人らには、

- 15 ① 志賀原発を再稼働した場合の事故リスクが北陸電力の経営上許容でないこと
- ② 志賀原発の再稼働は使用済み核燃料を発生させ莫大な処理費用と放射性物質放出の危険性を増大させること
- ③ 志賀原発の再稼働には安全対策費・維持費等の膨大なコストがかかること
- 20 ④ 志賀原発の再稼働により再生可能エネルギー導入の機会を失うこと
- ⑤ 志賀原発を再稼働しなくても電力を十分に供給できること
- ⑥ 北陸電力は脱原発の多数世論を無視してはならないこと
- ⑦ 志賀原発の発電単価が高いこと

25 等の諸事情を総合考慮して、志賀原発を再稼働するか否かの判断をする義務がある。

#### 2 総合考慮による善管注意義務に違反すること

そして、上記諸事情の中でも、志賀原発を再稼働するか否かの判断をする際に、当然考慮されるべきことがらである、

(1) 東日本大震災、福島原発事故及び令和6年能登半島地震で得られた知見並びに敷地内断層を踏まえた志賀原発で発生する可能性がある過酷事故の発生確率

(2) 過酷事故が発生した場合の放射性物質の飛散状況や地域住民の避難予測を踏まえた地域住民の健康・生活や企業の経済活動に与える被害

(3) 他の原子力事業者の原発事故の発生確率及びそれが北陸電力に与える影響

(4) 六ヶ所再処理工場が計画通りに稼働しない場合、稼働しても志賀原発にて発生した使用済み核燃料の全部又はその一部の受け入れを断られる場合及び志賀原発の核燃料プールの容量が上限に達する場合の各対処に要する費用

(5) 安全対策費及び特定重大事故等対処施設に要する費用

(6) 太陽光・風力へのエネルギーシフトをせずに志賀原発を再稼働することの経営上の合理性

等の、再稼働に伴い不可避免的に発生するリスク及びコスト等にかかる分析、検討の有無及び内容について、控訴人らからの度重なる求釈明に対する回答はなく、また、提出された取締役会議事録からも、それらが十分に分析、検討された形跡が窺われないことからすれば、被控訴人らにおいて、それらの分析、検討を怠り、また、それらを踏まえて、再稼働を決定した場合としない場合における、北陸電力に発生する損益を比較検討することを怠っているとみるべきである。

とすれば、被控訴人らは、志賀原発の再稼働を決定するにあたり、志賀原発を再稼働するか否かの判断に必要な情報を十分に収集しそれを総合的に分析、検討しておらず、また、当該決定をした場合に北陸電力の受ける利益（又は損

失)の大小と、決定しない場合に北陸電力の受ける利益(又は損失)の大小を比較したうえで、いずれが北陸電力の利益を最大にし、損害の発生を最小にするかを真摯に検討していないというべきであり、被控訴人らが、志賀原発を再稼働(運転)しようとし、また、その準備(前提)行為を継続することが、取締役としての善管注意義務に違反することは明らかである。

### 第3 結語

以上、被控訴人らは、現に法令に違反する行為をし、また、法令に違反する行為をするおそれがあり、かつ、第1章第8で述べたとおり、それらの行為によって北陸電力に回復することができない損害が生ずるおそれがあることは明らかであるから、原判決は取り消された上、控訴人らの請求が認容されるべきである。

以 上